（参考資料）

事務事業評価票
（防災関係及び市営住宅）

＜参考＞

評価類型

評価票	
A　一般型	個人給付，事務補助，融資，イベント・講座・普及啓発，規制・指導，検査・検診，研究，相談，広報・公開，保育など
B　公の施設型	文化・スポーツ関連施設など，不特定多数の市民等の利用に供している利便施設や使用料を徴収している施設のうち主な施設（指定管理者制度導入施設を除く。）
C　定型・維持管理型	・住民票発行事務，市税徴収事務，ごみ収集など，定型的な業務 ・道路，設備等の保守管理・修繕，その他間接業務など，経常的な業務（内部管理事務を除く。）

※　事務事業評価を行わない事務事業（内部管理事務等，指定管理者制度導入施設，終期が明確な事務事業）については，他の制度による情報発信等を行っています。

基本方針	施策の方向		施策			所管課	施策評価，事務事業評価				
	大項目	中項目	番号		施策名称		施策，事業の別	評価票等あり	評価票等なし	事務事業評価票名	備考
			中項目内	通し（重複除く）							
2 そなえる	（1）住宅・住環境の安全性の向上	ア　住宅の安全性の確保	1	76	高齢者等が行う応急的な耐震改修への支援の充実	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業
			2	77	命を守るための不可欠な住宅改修等の研究開発【新規】	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業
			3	(68)	耐震改修の促進を図るための総合的な取組の充実	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	「京都市建築物耐震改修促進計画」の推進
			4	78	新耐震前の住宅等のストックを良質化する工事についての評価・扱いの検討	建築安全推進課	事業		○		未着手
			5	(51)	耐震改修，バリアフリー改修に対する費用助成の推進【新規】	建築安全推進課，住宅政策課	事業	○		・建築物の耐震対策(P1-2) ・分譲マンション管理支援事業(P3-4)	木造住宅耐震改修助成事業（H16～），京町家等耐震改修助成事業（H19～） 分譲マンション耐震改修助成事業（H20～） 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度（H22～）
			6	79	一般住宅宅地のよう壁の安全対策に対する支援等	開発指導課	事業	○		宅地開発指導等(P5-6)	既成宅地防災工事資金融資制度
			7	80	京町家の耐震改修マニュアルの作成	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	「京町家の限界耐力計算による耐震設計および耐震診断・耐震改修指針」の整備（※京町家耐震診断士派遣事業において指針を活用）
			8	81	京町家等の伝統構法による住宅の耐震診断手法・耐震改修工法のＰＲ	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	「京町家の耐震診断・改修の手引き」の発行
			9	82	京町家等の伝統構法による住宅の耐震診断改修相談に対応できる診断士の育成	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	京町家派遣耐震診断士の登録
			10	83	「京都市建築物安心安全実施計画」の推進	建築安全推進課	施策	○		（施策評価） ・ 安全な新築建築物の供給(P7-10) ・ 既存建築物の安全性の向上(P11-14)	「京都市建築物安心安全実施計画」の推進
			11	(74)	建築基準法に基づく定期報告制度の活用による共同住宅の適切な維持管理の促進【新規】	建築安全推進課	事業	○		建築物の防災に対する事務(P15-16)	建築基準法に基づく定期報告制度
			12	84	多様な機関の連携による完了検査の徹底と建築主，事業者等の意識改革による安全性の確保【新規】	建築安全推進課	事業	○		検査向上・違反指導(P17-18)	検査済証交付率向上の取組
			13	85	住宅用火災警報器の設置の促進と火災被害の焼死者防止対策	予防部	事業	○		火災予防活動対策(P19-20)	住宅用火災警報器の設置指導
			14	86	既存建築物対策の着実な展開（既存違反建築物対策の強化など）【新規】	建築安全推進課	事業	○		建築物の防災に対する事務(P15-16) 検査向上・違反指導(P17-18)	・建築基準法に基づく定期報告制度 ・既存建築物の査察
		イ　袋路等の細街路が存在する防災上課題のある地区	1	(76)	高齢者等が行う応急的な耐震改修への支援の充実	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業
			2	(15)	法規制の合理化（適切な保全・活用を可能とする方策及び法規制のあり方など）の推進	建築指導課	事業	○		歴史的建築物保存・活用推進事業(P21-22) 細街路対策事業(P23-24)	・「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の運用 ・細街路対策指針に基づく袋路に係る許認可制度の見直し検討
			3	(77)	命を守るための不可欠な住宅改修等の研究開発【新規】	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業
			4	(28)	住宅地区改良事業及び住宅市街地総合整備事業等を活用した市街地の特性を生かした市街地の整備	すまいまちづくり課	事業	○		（都市総務課ホームページ） ・住宅地区改良事業（崇仁地区，三条鴨東地区）(P25) ・住宅市街地総合整備事業(P25)	住宅地区改良事業（三条鴨東，崇仁北部第三，崇仁北部第四） 住宅市街地総合整備事業（東九条） ※「進捗管理型」事業であるため，事務事業評価票は作成していない。
			5	(26)	袋時再生の推進（優良建築物等整備事業の活用など）	まち再生・創造推進室，建築指導課	事業	○		・歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進(P27-28) ・細街路対策事業(P23-24)	・優良建築物等整備事業 ・細街路対策指針に基づく袋路に係る許認可制度の見直し検討
			6	87	借り上げ公営など，公的住宅や福祉施策と連携したストック活用の検討【新規】	すまいまちづくり課	事業		○		検討
			7	88	危険建築物対策の強化（空き家の発生を未然に防止する地域ぐるみの取組等）【新規】	まち再生・創造推進室，建築安全推進課	事業	○		・空き家対策推進事業(P29-30) ・建築物の防災に対する事務(P15-16)	・「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例」の施行 ・地域連携型空き家流通促進事業の推進 ・危険建築物の指導
			8	89	狭あい道路整備事業の制度拡充	建築指導課	事業	○		細街路対策事業(P23-24)	京都市狭あい道路整備事業
			9	90	重点整備地区（木造住宅）の設定と，耐震化への取組の強化	まち再生・創造推進室，建築安全推進課	事業	○		・歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進(P27-28) ・建築物の耐震対策(P1-2)	・「優先的に防災まちづくりを進める地区」の選定 ・上記地区において防火改修を併せて行う耐震改修工事への上乗せ
			10	91	細街路沿道の建築物の耐震化支援の検討，細街路地区の環境改善対策の検討【新規】	建築指導課	事業	○		細街路対策事業(P23-24)	袋路始端部における耐震・防火改修費助成事業
			11	92	街区公園等の地域の身近な公園の整備【新規】	みどり政策推進室	事業	○		（実施計画）公園・緑地の計画的整備による環境保全，景観形成，防災，レクリエーション機能の向上(P31-32)	街区公園等の整備 ※「進捗管理型」事業であるため，事務事業評価票は作成していない。

基本方針	施策の方向		施策			所管課	施策評価，事務事業評価				
	大項目	中項目	番号		施策名称		施策，事業の別	評価票等あり	評価票等なし	事務事業評価票名	備考
			中項目内	通し（重複除く）							
		ウ　コミュニティを生かした防災・減災への取組の促	1	93	防災性と居住性に配慮した地域住民の協働によるまちづくりの支援	まち再生・創造推進室，建築安全推進課	事業	○		・歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進(P27-28) ・建築物の耐震対策(P1-2)	・「優先的に防災まちづくりを進める地区」における防災まちづくり活動支援 ・耐震ネットワークによる地域における普及啓発の取組
			2	94	学区（自治会）への耐震化に関する専門家の派遣【新規】	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	耐震ネットワークによる地域における普及啓発の取組
			3	95	エリア単位での住民意識啓発活動（出前講座を活用し，各建築物単体ではなくエリア単位での安心安全まちづくりの必要性について住民意識啓発活動の実施）【新規】	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	耐震ネットワークによる地域における普及啓発の取組
			4	96	啓発活動を通じて，安心安全まちづくりに向けたサポーターの発掘・育成【新規】	建築安全推進課	事業		○		検討
			5	97	学区ぐるみでの耐震化に関する具体的取組の展開【新規】	建築安全推進課	事業	○		建築物の耐震対策(P1-2)	耐震ネットワークによる地域における普及啓発の取組
			6	98	地域ぐるみの安全確保に向けた避難経路協定の締結の推進等【新規】	建築指導課	事業	○		細街路対策事業(P23-24)	緊急避難経路整備費助成事業

基本方針	施策の方向		施策			所管課	施策評価，事務事業評価				
	大項目	中項目	番号		施策名称		施策，事業の別	評価票等あり	評価票等なし	事務事業評価票名	備考
			中項目内	通し（重複除く）							
3 支え合う	（1）重層的なセーフティネットの構築	ア　市営住宅の住宅セーフティネット機能の充実	1	99	より住宅確保の優先度が高い世帯へ市営住宅を供給するため，方策としての優先入居制度の拡充（障害のある市民や母子世帯等福祉対象世帯の優先入居の拡充）【新規】	住宅管理課	事業	○		市営住宅(P33-36)	・特定目的住宅募集（ひとり親世帯） ・DV被害者優先入居募集 ・犯罪被害者優先入居事業
			2	100	子育て世帯優先入居の対象年齢の引上げや入居枠の拡大，期限付入居の導入【新規】	住宅管理課	事業	○		市営住宅(P33-36)	子育て世帯優先住宅の募集
			3	101	住宅規模・世帯人員に応じた公募・住み替え制度の創設【新規】	住宅管理課	事業		○		検討
			4	102	市営住宅の耐震化，バリアフリー化及び適正な維持管理による長寿命化の促進	すまいまちづくり課	事業	○		（実施計画）市営住宅ストック総合活用計画の推進による住宅セーフティネット機能の充実(P37-39)	市営住宅改善事業 ※「進捗管理型」事業であるため，事務事業評価票は作成していない。
			5	103	住宅確保要配慮者のそれぞれの属性に応じた住宅の情報を一元的に提供できる仕組みの検討【新規】	住宅政策課	事業	○		住宅政策推進経費(P41-42)	京都市居住支援協議会の取組
			6	104	社会的困窮度の減額率への反映，応益性を取り入れた最低家賃額，生活保護基準を参考とした収入認定を導入することにより，公平性，応益性，福祉との整合性を勘案した家賃減免制度の改正【新規】	住宅管理課	事業		○		検討
			7	105	収入超過者及び高額所得者への対応	住宅管理課	事業	○		市営住宅(P33-36)	高額所得者等への明渡指導の強化
			8	106	市営住宅等における安否確認などの生活支援サービスの実施【新規】	住宅管理課	事業	○		地域包括支援センター運営事業(P43-44)	（保健福祉局長寿福祉課）「高齢サポート（地域包括支援センター）」による一人暮らし高齢者の全戸訪問
			9	107	留学生住居整備支援プロジェクトの推進	市民協働政策推進室，住宅管理課	事業	○		・市営住宅(P33-36) ・大学施設整備支援誘導事業(P45-46)	・世帯留学生の入居支援事業 ・留学生住居整備支援プロジェクト
			10	108	政策目的入居促進事業（市営住宅への留学生，子育て世帯等の入居支援）の推進	住宅管理課	事業	○		市営住宅(P33-36)	世帯留学生の入居支援事業
		イ　市営住宅の適切な更新と維持管理	1	(102)	市営住宅の耐震化，バリアフリー化及び適正な維持管理による長寿命化の促進	すまいまちづくり課	事業	○		（実施計画）市営住宅ストック総合活用計画の推進による住宅セーフティネット機能の充実(P37-39)	市営住宅改善事業 ※「進捗管理型」事業であるため，事務事業評価票は作成していない。
			2	109	改良住宅ストックの転用や民間賃貸住宅の借り上げによる，供給の少ない地域への公営住宅の供給【新規】	住宅政策課	事業	○		市営住宅(P33-36)	・市営住宅入居者募集における改良住宅の空き家の活用 ・改良住宅ストックの転用や民間賃貸住宅の借り上げによる，供給の少ない地域への公営住宅の供給。
			3	110	新たな「市営住宅ストック総合活用計画」の策定推進	すまいまちづくり課	施策		○		終了
			4	111	「環境共生を主眼とした市営住宅整備指針」（平成17年4月から運用）に基づき，市営住宅に雨水貯留槽を設置し，活用	すまいまちづくり課	事業	○		（実施計画）市営住宅ストック総合活用計画の推進による住宅セーフティネット機能の充実(P37-39)	市営住宅改善事業 ※「進捗管理型」事業であるため，事務事業評価票は作成していない。
			5	112	市営住宅における防犯環境設計の推進	すまいまちづくり課	事業	○		（実施計画）市営住宅ストック総合活用計画の推進による住宅セーフティネット機能の充実(P37-39)	市営住宅改善事業 ※「進捗管理型」事業であるため，事務事業評価票は作成していない。
	（2）中・大規模団地のマネジメント	ア　コミュニティバランスに配慮した団地づくり	1	126	多様な世代の入居を促し，コミュニティバランスの確保を図る方策としての優先入居制度の対象拡大（若年夫婦・多子世帯優先入居の導入）【新規】	住宅管理課	事業	○		市営住宅(P33-36)	多子世帯優先入居
			2	(100)	子育て世帯優先入居の対象年齢の引上げや入居枠の拡大，期限付入居の導入【新規】	すまいまちづくり課	事業	○		市営住宅(P33-36)	子育て世帯優先住宅の募集
			3	(101)	住宅規模・世帯人員に応じた公募・住み替え制度の創設【新規】	すまいまちづくり課	事業		○		検討
			4	127	特定公共賃貸住宅への転用などコミュニティミックスに配慮した住宅供給【新規】	すまいまちづくり課	事業	○		（実施計画）市営住宅ストック総合活用計画の推進による住宅セーフティネット機能の充実(P37-39)	市営住宅改善事業 ※「進捗管理型」事業であるため，事務事業評価票は作成していない。
		イ　団地内外との交流やコミュニティの活性化に資	1	128	市営住宅ストック（敷地・住戸・店舗）への福祉施設等の併設，又は，住戸や店舗の転用によるコミュニティ活性化に必要な機能の導入（子育て施設等）	住宅管理課	事業	○		市営住宅(P33-36)	市営住宅の住戸等を活用した地域コミュニティを活性化するための場づくり
			2	(127)	特定公共賃貸住宅への転用などコミュニティミックスに配慮した住宅供給【新規】	すまいまちづくり課	事業	○		（実施計画）市営住宅ストック総合活用計画の推進による住宅セーフティネット機能の充実(P37-39)	市営住宅改善事業 ※「進捗管理型」事業であるため，事務事業評価票は作成していない。
			3	129	オープンスペース，共同施設，空き住戸などを地域の交流空間として整備	住宅管理課	事業	○		市営住宅(P33-36)	市営住宅の住戸等を活用した地域コミュニティを活性化するための場づくり

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No.	2515004
Ⅰ 事業の概要			通常評価	

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	建築物の耐震対策	所管局部課等	都市計画局建築指導部建築安全推進課
		（連絡先）	222-3613
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-13-0-0-0-0-0-0-0.html	（評価票作成者）	建築安全推進課長　高木　勝英

業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称，委託(補助)の内容 委託先：京都市住宅供給公社 委託内容：木造住宅の耐震支援事業に関する事務，木造住宅の耐震改修等に関する市民の相談対応及び普及啓発に関する事務及び京都市耐震改修促進ネットワークの取組に関する事務	事務事業の性格	義務的事業		
			類型	2　事業補助		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	19	年度
			終了(予定)時期	平成	27	年度
実施根拠（法令，条例，規則，要綱等）	建築物の耐震改修の促進に関する法律，国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱等，京都市木造住宅耐震診断士派遣事業要綱等					

主たる上位施策		2302　既存建築物の安全性の向上
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	市内の既存建築物の耐震改修を促進し，地震に対する安全性の向上を図り，大地震による建築物の倒壊等の被害（死者数及び経済被害額）を少なくする。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	平成7年の阪神・淡路大震災では，多くの方の尊い命が奪われた。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは，昭和56年5月31日以前に着工された，いわゆる新耐震基準に適合していない住宅・建築物である。京都市域には，地震発生時に被害を受けると予想される活断層が8箇所あり，京都特有の状況として，戦前木造住宅が多く存在する等，地震発生時には甚大な被害が想定される。本市では，「京都市建築物耐震改修促進計画」を平成19年7月に策定し，平成27年度末を期限として，住宅，特定既存耐震不適格建築物，市有建築物の耐震化を進めている。
	対象（誰を，何を）	昭和56年5月31日以前に建築された建築物の所有者又は居住者
	活動内容（どのような手段で）	・市内の住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などに対し，耐震診断士の派遣や補助金の交付を通して，耐震化に要する市民の費用負担を軽減する。（木造住宅耐震診断士派遣事業，京町家耐震診断士派遣事業，木造住宅耐震改修計画作成助成事業，木造住宅耐震改修助成事業，京町家等耐震改修助成事業，まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業，分譲マンション耐震診断助成事業，分譲マンション耐震改修計画作成助成事業，分譲マンション耐震改修助成事業，特定既存耐震不適格建築物耐震診断助成事業，特定既存耐震不適格建築物耐震改修計画作成助成事業，特定既存耐震不適格建築物耐震改修助成事業及び既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業（耐震診断，耐震改修計画作成，耐震改修）） ・市民の主体的な耐震改修の取組を促す普及啓発を行うとともに，市民が安心して耐震改修を行うことができるよう必要な助言や情報提供等を行うなど，市民自ら耐震改修に一歩を踏み出せるような働きかけを行う。 ・まちの匠，建築関係団体と京都市がネットワーク体制を構築し，地域住民組織と連携して，普及啓発，情報発信，相談助言の取組を行う。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	80,486	365,667	224,252	610,946
		需用費		230	3,212	691	8,319
		負担金補助及び交付金		57,722	298,581	165,660	508,565
		役務費		0	131	107	497
		賃金等（緊急雇用創出事業）		471	0	0	0
		その他		0	0	32	639
				0	0	0	0
	①'	委託料　耐震診断士派遣，耐震ﾈｯﾄﾜｰｸ運営委託等		22,063	63,743	57,762	92,926
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	27.4	17.4	25.8	15.2
	③	人件費	（千円）	33,276	69,307	73,652	73,652
		職員(課長級)	（人）	0.36	0.37	0.56	0.56
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	0.72	2.59	2.60	2.60
		職員(係員)	（人）	2.73	4.80	5.50	5.50
		嘱託職員等人件費	（千円）	0	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	（千円）	113,762	434,974	297,904	684,598
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	49,780	205,333	131,454	389,901
		国庫・府支出金	（千円）	49,726	205,333	131,454	389,901
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	0	0	0	0
		その他（雑入）	（千円）	54	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	63,982	229,641	166,450	294,697
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	建築物の耐震対策

Ⅱ　評価結果

Ⅱ-1　市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	□より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） ■特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	□政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） ■経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度） 有（低い）
必需性	□日常生活に必要不可欠なサービス（必需） ■日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	□行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） ■行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	
判定	③　選択・個人消費性	判定	③　経常的・一般専門性	現在の受益者負担率（%）
個人を対象とし，日常生活に欠かすことのできないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのは，サービスの供給に問題があり，公平平等なサービス提供できていない場合に限られます。 【例】 資格取得のための社会人教育など		日常的，定型的な業務のため，政策的な判断を伴わず，また，業務を進めていくうえで，行政の専門的な知識やノウハウ等は必要としません。 サービスの提供についての行政の責任を明確にするなどしたうえ，行政以外の実施主体を積極的に検討すべき業務です。		0.0

国，府，民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況	全ての政令指定都市において，耐震支援事業を行っている。

Ⅱ-2　業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標1	耐震診断士派遣事業その他の耐震支援事業の利用件数	目標値 …①	件	239	378	518	540
		実績値 …②	件	293	367	357	
		目標達成度（②÷①）	%	122.6	97.1	68.9	
区分	活動指標　種類	増加することが良いとされる指標	評価	かなり良い	良い	悪い	
指標2	耐震改修助成事業を利用して耐震化された建築物数	目標値 …①	件		536	1,000	1,001
		実績値 …②	件		655	447	
		目標達成度（②÷①）	%		122.2	44.7	
区分	成果指標　種類	増加することが良いとされる指標	評価		かなり良い	かなり悪い	
			総合評価		良い	かなり悪い	

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標1	事務事業の目的である耐震対策がどれだけ達成されたかを把握するため，耐震診断士派遣事業その他の耐震支援事業（耐震改修助成事業を除く。）の実施件数を指標とする。	予算措置状況を勘案して設定。
指標変更の有無	無　指標名　　区分　　適用年度　　単位	
指標2	耐震改修助成事業を利用して耐震化された建築物数事務事業の目的である耐震対策がどれだけ達成されたかを把握するため，耐震改修助成事業の実施件数を成果指標として設定する。	予算措置状況を勘案して設定。
指標変更の有無	無　指標名　　区分　　適用年度　　単位	

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標1	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			
指標2	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	耐震診断士派遣事業その他の耐震支援事業の利用件数及び耐震改修助成事業を利用して耐震化された建築物数	件	341	1,022	804
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	113,762	434,974	297,904
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	333,613	425,611	370,527
	④	単位当たり経費変動率（%）			27.6	-12.9
			評価		かなり悪くなった	かなり良くなった

市民参加度（市民参加の手法）	有	（市民参加の具体的な手法等） 地域住民組織と連携して，チラシの全戸配布や戸別訪問による声掛け等のすまいの耐震化を促進する働きかけを行う。

市会・監査・外部機関等からの指摘	

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No.	2523002
Ⅰ 事業の概要			重点評価	

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	分譲マンション管理支援事業	所管局部課等	都市計画局住宅室住宅政策課
		（連絡先）	222-3666
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/12-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html	（評価票作成者）	住宅政策担当課長 岡田 圭司

業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 （名称） NPO法人マンションサポートネット 京都市住宅供給公社 （内容） 高経年マンションへの専門家派遣や，建て替え・大規模修繕に係るアドバイザー派遣，要支援マンションへの専門家派遣など	事務事業の性格	任意的事業		
			類型	3 イベント・講座・普及啓発		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	16	年度
			終了（予定）時期	平成		年度
実施根拠（法令，条例，規則，要綱等）	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 京都市分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度要綱 京都市分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業要綱					

主たる上位施策		2402 住宅ストックの良質化のための適正な維持管理や更新の支援
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	市内のすべての分譲マンションにおいて，区分所有者が自主的に管理組合を運営し，建物の維持管理に関する情報収集や適切な修繕を行っている状態としたい。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	分譲マンションが安心して長く住み継がれるためには，マンション居住者の高齢化や賃貸化等に伴う管理組合運営の機能低下を防ぐとともに，建物を適切に維持保全し，長寿命化を図っていくことが重要である。 マンションを長期に渡り適正に維持管理するには大規模修繕工事の実施が必要となるが，その実施においては高い専門的な知識が要求される。 また，高経年マンションでは居住者の高齢化等に伴い，共用部分のバリアフリー化のニーズが高まっている。 加えて，一部の管理組合では，その運営機能が低下し，区分所有者による努力だけでは改善が困難になっているマンションもある。
	対象（誰を，何を）	分譲マンションの区分所有者等
	活動内容（どのような手段で）	分譲マンションの自主的な管理を推進するため，ＮＰＯ等と共催により主に区分所有者を対象としたセミナーを開催するとともに，管理組合の自主的な取組を支援するため，大規模修繕工事のノウハウなどを伝える専門家派遣や，共用部分のバリアフリー改修化工事への助成事業（共用部分で段差解消，手すり設置，ノンスリップ化等の工事実施計画について総会の決議を行った管理組合を対象に，当該工事費の２分の１（上限１，０００千円）を助成）を行う。 また，管理組合の機能が低下したマンションには，個々のマンションの要望に応じてアドバイスを行う専門家を派遣するだけでなく，平成２６年度からは新たに外部の専門家が理事会に直接加わるなどにより，積極的に管理組合の正常化に向けた取組を行う。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	15,096	11,438	13,674	16,110
		報償費		90	120	120	210
		需用費		44	13	12	250
		使用料及び賃借料		112	145	120	180
		通信運搬費		0	0	120	120
		負担金補助・交付金		7,000	5,935	7,000	8,600
				0	0	0	0
	①'	委託料 要支援マンションへの専門家派遣等		7,850	5,225	6,302	6,750
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	52.0	45.7	46.1	41.9
	③	人件費	（千円）	5,691	6,302	15,744	14,893
		職員(課長級)	（人）	0.03	0.07	0.15	0.09
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	0.18	0.23	0.51	0.53
		職員(係員)	（人）	0.44	0.39	1.19	1.14
		嘱託職員等人件費	（千円）	0	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	（千円）	20,787	17,740	29,418	31,003
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	1,710	513	5,922	6,883
		国庫・府支出金	（千円）	1,710	513	5,922	6,883
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	0	0	0	0
		その他（　　）	（千円）	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	19,077	17,227	23,496	24,120
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	分譲マンション管理支援事業

Ⅱ　評価結果

Ⅱ-1　市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） □特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	■政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） □経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度） 有（低い）
必需性	□日常生活に必要不可欠なサービス（必需） ■日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	□行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） ■行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	
判定	④　選択・共同消費性	判定	④　政策的・一般専門性	現在の受益者負担率（%）
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要ですが、業務を円滑に進めていくためには、行政以外の実施主体が持つ専門的な知識やノウハウ等が必要です。 行政と行政以外の実施主体の協働を原則としますが、そのあり方は、業務ごとに個別の検討を必要とします。		0.0

国、府、民間事業者による類似事業	国では、マンション管理適正化推進センターを設置して、セミナーや相談業務等を行っている。また、民間事業者においても、セミナーや相談業務を行っている。	他の政令指定都市の実施状況	多くの政令市が分譲マンション管理セミナー等の分譲マンション管理支援事業を実施している。 また、横浜市、神戸市等が専門家の派遣事業やバリアフリー改修に関する支援事業を行っている。

Ⅱ-2　業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標１	助成制度を活用してバリアフリー化されたマンションの戸数	目標値 …①	戸			1,000	1,000
		実績値 …②	戸			892	
		目標達成度（②÷①）	%			89.2	
区分	成果指標　種類　増加することが良いとされる指標		評価			普通	
指標２	アドバイザー派遣制度を活用し，実際に大規模修繕等に至ったマンションの累計数	目標値 …①	件			32	38
		実績値 …②	件			29	
		目標達成度（②÷①）	%			90.6	
区分	成果指標　種類　増加することが良いとされる指標		評価			良い	
			総合評価			良い	

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標１	分譲マンションの共用部分のバリアフリー化においては，区分所有者間の合意形成が必要であり，当該行為を推進することで，管理組合の運営が活性化され，ひいては誰もが住みやすい住宅の供給割合を増加させることができるため	住宅マスタープランにおいて，高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率の目標を７５％（平成３０年）としている。また，平成１９年度実態調査では，ほぼすべての分譲マンションで高齢者が居住し，そのうち約５０％で一定のバリアフリー化が図られていた。バリアフリー化工事は，大規模修繕工事等の時期に合わせて自ら実施することも考慮し，本助成制度によりバリアフリー化率を約１０％向上させるものとして，年間１，０００戸を目標とする。
指標変更の有無	無　指標名　区分	適用年度　単位
指標２	分譲マンションの大規模修繕等においては，区分所有者間の合意形成が必要であり，当該行為を推進することで，管理組合の運営が活性化され，ひいては建物の適切な維持管理が促進され，その長寿命化を図ることができるため	過去の実績に基づき，５０％増の６件増を目標値として設定している。
指標変更の有無	無　指標名　区分	適用年度　単位

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標１	変更有	セミナー参加者数	目標値 …①	人	150	150	200
			実績値 …②	人	201	190	195
			目標達成度（②÷①）	%	134.0	126.7	97.5
区分	成果指標　種類	増加することがいいとされる指標		評価	かなり良い	かなり良い	良い
指標２	追加		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分	種類			評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	京都市の支援を受けたマンション数	件	21	26	26
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	20,787	17,740	29,418
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	989,857	682,308	1,131,462
	④	単位当たり経費変動率（%）			-31.1	65.8
			評価		かなり良くなった	かなり悪くなった

市民参加度（市民参加の手法）	有	（市民参加の具体的な手法等） セミナーにおいて，管理組合や専門家だけでなく，区分所有者である市民の参加も可能

市会・監査・外部機関等からの指摘	

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No.	2519002

重点評価

Ⅰ 事業の概要

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	宅地開発指導等	所管局部課等	都市計画局都市景観部開発指導課
		（連絡先）	222-3558
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000059106.html	（評価票作成者）	開発指導課長　伊藤晋

業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 （委託先） 株式会社フォーラムエイト （委託内容） 端末運用管理及び保守業務等	事務事業の性格	義務的事業		
			類型	4　規制・指導		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	昭和	44	年度
			終了(予定)時期	平成		年度
実施根拠（法令、条例、規則、要綱等）	都市計画法，宅地造成等規制法，租税特別措置法，京都市宅地開発要綱，京都市土採取規制条例，建築基準法，京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する指導要綱，京都市既成宅地防災工事資金融資規則					

主たる上位施策		2205　市民とともに推進する景観まちづくり
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	市街化区域等における開発行為について一定水準を保たせ，市街化調整区域においては特定のものを除き開発・建築行為を禁止することにより，無秩序な市街化（スプロール現象）を防止し，市民に健康で，文化的な生活と機能的な経済活動を保障することを目的とする。 また，防災指導により，宅地災害を未然に防止する。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	都市計画法の施行に伴う開発許可制度の創設を受け，事業を開始した。
	対象（誰を，何を）	都市計画法に基づく都市計画区域における開発行為（市街化調整区域においては建築行為を含む）及び宅地造成工事規制区域における宅地造成に関する工事等
	活動内容（どのような手段で）	都市計画区域内での開発行為（市街化調整区域においては建築行為を含む）について，都市計画法に基づき許可，協議及び指導を行う。また，宅地造成工事規制区域における宅地造成に関する工事について，宅地造成等規制法による許可等を行う。さらに，その他租税特別措置法による優良宅地認定，京都市宅地開発要綱による指導，既成宅地防災工事資金融資等を行う。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	6,181	6,617	5,741	21,177
		需用費（消耗品費等）		2,900	3,382	2,655	4,436
		役務費（通信運搬費等）		505	239	158	1,076
		工事請負費（標識設置工事）		438	588	767	427
		その他		2,294	2,358	2,100	3,135
				0	0	0	0
				0	0	0	0
	①'	委託料　端末運用管理及び保守業務費等，行政代執行委託料		44	50	61	12,103
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	0.7	0.8	1.1	57.2
	③	人件費	（千円）	246,485	233,532	207,290	212,241
		職員(課長級)	（人）	1.99	1.98	1.78	1.53
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	6.50	6.00	6.00	6.00
		職員(係員)	（人）	18.90	17.80	16.00	17.00
		嘱託職員等人件費	（千円）	6,526	6,450	6,502	6,502
	④	年間経費（①+③）	（千円）	252,666	240,149	213,031	233,418
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	12,788	14,107	87,638	27,183
		国庫・府支出金	（千円）	0	0	0	0
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	12,788	14,105	15,982	14,183
		その他（雑入，負担金）	（千円）	0	2	71,656	13,000
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	239,878	226,042	125,393	206,235
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	5.1	5.9	7.5	6.1

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	宅地開発指導等

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） □特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	■政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） □経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度）
必需性	□日常生活に必要不可欠なサービス（必需） ■日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	■行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） □行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	有（低い）
判定	④ 選択・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率（%）
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		7.5

国、府、民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況	都市計画法に基づく事務事業であり、他の全ての政令指定都市において、同様の事務事業を実施している。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標1		目標値 …①					0
		実績値 …②					
		目標達成度（②÷①）	%				
区分	種類		評価				
指標2		目標値 …①					
		実績値 …②					
		目標達成度（②÷①）	%				
区分	種類		評価				
			総合評価				

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標1	本業務における主たる業務は、開発許可等に係る許認可業務であり、件数の増減は申請件数に依存することから、目標設定の趣旨に馴染まないため。	
指標変更の有無	無	指標名 区分 適用年度 単位
指標2		
指標変更の有無	無	指標名 区分 適用年度 単位

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標1	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分	種類			評価			
指標2	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分	種類			評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	開発許可等の件数	件	534	537	619
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	252,666	240,149	213,031
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	473,157	447,205	344,153
	④	単位当たり経費変動率（%）			-5.5	-23.0
				評価	良くなった	かなり良くなった

市民参加度（市民参加の手法）	該当しない	（市民参加の具体的な手法等） 都市計画法に基づく都市計画区域における開発行為及び宅地造成工事規制区域における宅地造成に関する工事等に係る許認可等の業務のため、市民参加に馴染むものではない。

市会・監査・外部機関等からの指摘	

施策番号	2301
施策名	安全な新築建築物の供給
概要	新築建築物の安全性確保と違反防止の推進のために多様な関係機関と連携し，工事監理や完了検査のさらなる徹底を図り，検査済証の意義や必要性についての意識啓発の取組を強化する。

担当局・部室	都市計画局・建築指導部	共管局・部室	

上位政策	23　建築物
施策に関係する主な分野別計画等	京都市建築物安心安全実施計画

施策の評価

1　客観指標評価

	指標名	24年度	25年度	26年度評価					
				前回値	最新値	目標値	達成度	評価	指標のウエイト
1	検査済証の交付率(%)	b	a	96.4	96.4	100	96.4%	a	1.00
2	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	-	-	-	-	-	-	-	-	
		b	a	客観指標総合評価				a	

2　市民生活実感評価

*この評価は，毎年５月頃に実施している京都市市民生活実感調査のアンケート結果を基にしています。

	設問	26年度回答						
		そう思う	どちらかと言うとそう思う	どちらとも言えない	どちらかと言うとそう思わない	そう思わない	有効回答者数	評価
1	建物を新築するときは，建築ルールが守られている。	71 14.7%	177 36.6%	153 31.6%	50 10.3%	33 6.8%	484	b
2	-							-
3	-							-
4	-							-
5	-							-
		市民生活実感調査総合評価						b

3 総合評価（客観指標総合評価＋市民生活実感調査総合評価）

A	施策の目的が十分に達成されている						
	重み付け	☑ 客観指標	a	□ 市民の実感	b		
（重み付けの理由） 建築物の安全性に対する市民の実感以上に，建築基準法第7条に基づく完了検査が建築主の法定の義務であることが重視されるため						25年度	A
（原因分析） 【客観指標】京都市建築物安心安全実施計画（平成22年3月策定）に基づき，多様な機関の連携による完了検査の実施の周知徹底を進めた結果，評価基準95%以上を達成し，昨年度に引き続きa評価と高い評価で安定している。 【市民の実感】これまでの完了検査実施の周知徹底等の取組が浸透していると考えられ，昨年度に引き続きb評価で安定している。						24年度	B

今後の方向性の検討

＜この施策を構成する事務事業＞

	事業名	事業費の状況（千円）		26年度事務事業評価結果における目標達成度評価	担当局
		25年度決算額	26年度予算額		
1	検査向上・違反指導	227,265	237,149	良い	都市計画局
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

＊予算額には人件費及び施設管理に係る経費を含みます。

＜今後の方向性＞

●検査済証の交付率100%を目指し，警察，消防，金融機関，指定確認検査機関，建築関係団体などの多様な関係機関と連携して，建築主や事業者に対し，検査済証の必要性等に関する普及啓発を行うとともに，工事監理の徹底，各種申請・手続における検査済証の要件化，建築パトロールの強化等を図る。

施策名	2301	安全な新築建築物の供給

指標名	検査済証の交付率（%）

担当課	建築安全推進課	連絡先	２２２－３６１３

1　指標の説明

確認済証を交付した件数に対する検査済証を交付した件数の割合

2　指標の意味

安全が確保された新築建築物が増えてきていることを示す指標

3　算出方法・出典等

算出方法：確認済証を交付した年度から３箇年度を経過した時点において，着工の有無及び検査済証の交付の有無を調査することにより，検査済証の交付率を算出する。　出典：事業担当課調べ

4　数値

	前回数値	最新数値	推移	目標値		
	21年度	22年度		数値	根拠	達成度
数値	96.4	96.4	増減なし	100	建築基準法第７条に基づき，完了検査は受検しなければならないものであるため，目標値は100%とする。	96.4%

	全国順位	中長期目標			
		数値	目標年次	達成度	根拠
数値		100%	26年度	96.4%	京都市建築物安心安全実施計画

備考	

5　評価基準

最新数値の目標値に対する達成度が
a　：95%以上
b　：90%以上95%未満
c　：85%以上90%未満
d　：80%以上85%未満
e　：80%未満

6　基準説明

当該指標について，京都市建築物安心安全実施計画において，平成26年度の数値で100%を目指すことを踏まえ，95%以上をa，以下5%刻みで基準を設定した。

7　評価結果

24	25	26
b	a	a

施策番号	2302
施策名	既存建築物の安全性の向上
概要	定期報告，査察その他の調査の際に，既存建築物の避難上，防火上その他安全上の指導を徹底することにより，既存建築物の安全性を向上させ，既存建築物における災害や事故から市民のいのちと暮らしを守る。

担当局・部室	都市計画局・建築指導部	共管局・部室	

上位政策	23　建築物
施策に関係する主な分野別計画等	京都市建築物安心安全実施計画

施策の評価

1　客観指標評価

	指標名	24年度	25年度	26年度評価					
				前回値	最新値	目標値	達成度	評価	指標のウエイト
1	対象建築物の定期報告数(件)	a	a	557	1,127	1,470	76.7%	b	1.00
2	既存建築物の査察その他調査の件数(件)	a	a	446	492	300	164.0%	a	1.00
3	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	-	-	-	-	-	-	-	-	
		a	a	客観指標総合評価				a	

2　市民生活実感評価

*この評価は，毎年５月頃に実施している京都市市民生活実感調査のアンケート結果を基にしています。

	設問	26年度回答						
		そう思う	どちらかと言うとそう思う	どちらとも言えない	どちらかと言うとそう思わない	そう思わない	有効回答者数	評価
1	地震や火災に強い建物が増えている。	35 7.3%	156 32.6%	194 40.6%	50 10.5%	43 9.0%	478	c
2	-							-
3	-							-
4	-							-
5	-							-
		市民生活実感調査総合評価						c

3　総合評価（客観指標総合評価＋市民生活実感調査総合評価）

B	施策の目的がかなり達成されている						
	重み付け	☑ 客観指標	a	□ 市民の実感	c	25年度	B
（重み付けの理由） 既存建築物の安全性の向上は，すぐには市民に実感されにくいので客観指標評価を重視する。							
（原因分析） 【客観指標】定期報告未提出の建物管理者に対し，報告するよう督促を行うとともに，報告内容が優れない建築物及び他の地域で大きな事件事故があったものと同用途の建築物について査察を行ったため，対象建築物の定期報告数及び既存建築物の査察その他調査の件数が増加し，対象建築物の定期報告件数はa→b評価に，既存建築物の査察その他の調査件数は3年連続a評価となり，ともに安定した評価で推移している。 【市民の実感】既存建築物の安全性の向上は，一見して変化が分かるものではないため，市民の実感には反映されにくいと考えられ，昨年度に引き続きc評価となっている。						24年度	B

今後の方向性の検討

＜この施策を構成する事務事業＞

	事業名	事業費の状況（千円）		26年度事務事業評価結果における目標達成度評価	担当局
		25年度決算額	26年度予算額		
1	民間社会福祉施設等耐震診断助成	50,378	26,437	悪い	保健福祉局
2	歴史的建築物保存・活用推進事業	－	36,086	－	都市計画局
3	吹付けアスベスト除去等助成事業	11,411	16,899	悪い	都市計画局
4	建築物の耐震対策	297,904	684,598	かなり悪い	都市計画局
5	建築物の防災に対する事務	13,620	9,862	普通	都市計画局
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

＊予算額には人件費及び施設管理に係る経費を含みます。

＜今後の方向性＞

●既存建築物における災害や事故を未然に防ぐため，建築物の劣化等の状況把握及び査察に積極的に取り組み，安全指導と違反是正を徹底する。
●定期報告対象建築物を拡大し，管理者に対し既存建築物の避難上，防災上その他安全上の指導を徹底するとともに，定期報告制度周知リーフレットなどを活用しながら，既存建築物の安全性の向上に対する所有者等の意識を啓発し，適切な維持管理，定期的な安全点検及び計画的な改修・修繕の促進等により，市民の皆様に地震や火災に強い建物が増えていると実感できるよう取り組む。

施策名	2302	既存建築物の安全性の向上

指標名	対象建築物の定期報告数（件）

担当課	建築安全推進課	連絡先	２２２－３６１３

１　指標の説明

建築基準法第12条第1項の定期報告の数

２　指標の意味

建築物が安全かつ快適に活用されていることの調査状況を示す指標

３　算出方法・出典等

算出方法：建築基準法第12条第1項の定期報告があった既存建築物の総数
出典：事業担当課調べ

４　数値

	前回数値	最新数値	推移	目標値		
	24年度	25年度		数値	根拠	達成度
数値	557	1,127	570件増	1,470	32年度の目標である8,000件の達成のために当年度達成すべき数値	76.7%

	全国順位	中長期目標			
		数値	目標年次	達成度	根拠
数値		8,000件	32年度	14.1%	拡大予定の定期報告対象建築物の総数を推計

備考	

５　評価基準

最新数値の目標値に対する達成度が
a　：80%以上
b　：60%以上80%未満
c　：40%以上60%未満
d　：20%以上40%未満
e　：20%未満

６　基準説明

定期報告の提出率の全国平均（22年度：68.4%）を踏まえ，拡大予定数の80%以上を施策の目標達成として，80%以上をa，以下20%刻みで基準を設定した。

７　評価結果

24	25	26
a	a	b

指標名	既存建築物の査察その他調査の件数（件）

担当課	建築安全推進課	連絡先	２２２－３６１３

１　指標の説明

建築基準法第12条第5項の報告徴収及び同条第6項の立入調査の件数並びに法律に基づかない査察その他調査の件数の合計

２　指標の意味

行政による査察等によって，安全性と適法性の状況が確認された既存建築物の数

３　算出方法・出典等

算出方法：建築基準法第12条第5項の報告徴収及び同条第6項の立入調査の件数並びに法律に基づかない査察その他調査の件数の合計
出典：事業担当課調べ

４　数値

	前回数値	最新数値	推移	目標値		
	24年度	25年度		数値	根拠	達成度
数値	446	492	46件増	300	32年度の目標である2,000件の達成のために当年度達成すべき数値	164.0%

	全国順位	中長期目標			
		数値	目標年次	達成度	根拠
数値		2,000件	32年度	24.6%	安全指導の必要性や重要性が高い既存建築物の数を推計

備考	

５　評価基準

目標値に対する達成度(%)
a:100%以上
b:80%以上100%未満
c:60%以上80%未満
d:40%以上60%未満
e:40%未満

６　基準説明

実施予定数の100%以上を施策の目標達成として，100%以上をa，以下20%刻みで基準を設定した。

７　評価結果

24	25	26
a	a	a

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No.	2515005
Ⅰ 事業の概要			重点評価	

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	建築物の防災に対する事務	所管局部課等	都市計画局建築指導部建築安全推進課，建築審査課
		（連絡先）	222-3613, 222-3616
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-12-0-0-0-0-0-0-0.html	（評価票作成者）	財政総務担当課長 [illegible] 総務担当課長 [illegible]

業務運営方法	直営	委託(補助)先の名称，委託(補助)の内容	事務事業の性格	義務的事業		
			類型	4 規制・指導		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	昭和	34	年度
			終了(予定)時期	平成		年度
実施根拠（法令，条例，規則，要綱等）	建築基準法第8条，第12条第1項及び第3項					

主たる上位施策		2302 既存建築物の安全性の向上
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	既存建築物について，防災上の観点を中心に，安全な建築物としての性能を常時維持させる。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	少子高齢化や環境制約の高まり等を背景に，本格的なストック重視型社会の到来が目前に迫っているが，一方で，近年，既存建築物（ストック）における事件・事故等（外壁タイル等落下事故，窓ガラス落下事故，天井崩落事故等）が多発しており，事件事故対策等のストック対策が安心安全のすまいづくり・まちづくりの重要課題となっている。既存建築物の安全性を継続的に確保するためには，適切な維持管理，定期的な安全点検及び計画的な改修・修繕が不可欠である。
	対象（誰を，何を）	劇場，病院，ホテル，遊技場，物品販売店舗，飲食店，学校，共同住宅等の不特定多数の方が利用する，一定規模以上の建築物
	活動内容（どのような手段で）	既存建築物における災害や事故の予防のために，建築物の劣化等の状況を把握する調査及び査察に積極的に取り組み，安全指導と違反是正を徹底する。 また，既存建築物の安全性の向上を図るために，適切な維持管理，定期的な安全点検及び計画的な改修・修繕の促進を図るなどの対策を進める。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	6,083	5,900	5,157	1,399
		需用費（諸費を除く）		895	779	693	515
		旅費		43	18	0	50
		役務費（通信運搬費）		390	601	1,024	679
		需用費（諸費）		0	2	0	0
		使用料及び賃借料		74	113	100	155
		賃金等（緊急雇用創出事業）		4,681	4,387	3,340	0
	①'	委託料		0	0	0	0
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	0.0	0.0	0.0	0.0
	③	人件費	（千円）	8,827	8,840	8,463	8,463
		職員(課長級)	（人）	0.06	0.06	0.06	0.06
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	0.17	0.17	0.17	0.17
		職員(係員)	（人）	0.80	0.80	0.80	0.80
		嘱託職員等人件費	（千円）	0	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	（千円）	14,910	14,740	13,620	9,862
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	4,674	4,387	3,340	0
		国庫・府支出金	（千円）	4,649	4,387	3,340	0
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	0	0	0	0
		その他(雑入)	（千円）	25	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	10,236	10,353	10,280	9,862
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	建築物の防災に対する事務

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） □特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	□政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） ■経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度）
必需性	■日常生活に必要不可欠なサービス（必需） □日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	■行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） □行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	有（低い）
判定	① 必需・共同消費性	判定	② 経常的・行政専門性	現在の受益者負担率（%）
多数の人を対象とし、日常生活の維持などのため、欠かさず提供する必要のあるサービスが該当します。 ただし、サービスを提供するために設備をはじめ多くのコストを要するため、その負担のあり方や程度について、検討しなければなりません。 【例】上下水道、ごみ収集など		日常的、定型的な業務のため、政策的な判断は伴いませんが、業務を進めていくうえで、行政の専門的な知識や行政のみが入手できる情報等が必要となります。 外部委託等に当たっては、行政の専門的な知識などを必要とする部分とそうでない部分を切り分けることが必要となります。		0.0

国、府、民間事業者による類似事業	既存建築物の防災性向上を図る安全指導等の事務は、建築基準法に基づき建築主事を置く市町村の長（特定行政庁という。）に付与されている立入調査権、報告徴収権、違反是正措置命令権を背景とする規制的行政指導である。	他の政令指定都市の実施状況	全ての政令指定都市は、建築基準法に基づき、特定行政庁としての事務を執行している。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標1	建築基準法第12条に基づく定期報告の報告率	目標値 …①	%	100	100	100	100
		実績値 …②	%	83	82	75.7	
		目標達成度（②÷①）	%	83.0	82.0	75.7	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	評価	普通	普通	普通
指標2		目標値 …①					
		実績値 …②					
		目標達成度（②÷①）	%				
区分		種類		評価			
			総合評価		普通	普通	

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標1	建築物の所有者又は管理者に定期報告を行わせることで、建築物の安全性を確保することが本事業の目的であるため。 当該年度に報告対象である建築物及び建築設備の報告率を指標とする。	定期報告制度は、法令に基づくものであり、市長が指定した建築物の所有者又は管理者には、その維持管理の状況を定期（特殊建築物1回/3年、建築設備1回/1年）に報告する義務が課せられている。
指標変更の有無	無 指標名	区分 適用年度 単位
指標2		
指標変更の有無	無 指標名	区分 適用年度 単位

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標1	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			
指標2	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	建築基準法第12条に基づく定期報告の報告件数	件	1,043	1,061	2,053
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	14,910	14,740	13,620
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	14,295	13,893	6,634
	④	単位当たり経費変動率（%）			-2.8	-52.2
			評価		良くなった	かなり良くなった

市民参加度（市民参加の手法）	該当しない	（市民参加の具体的な手法等） 法令に基づき、建築物の所有者・管理者に対して啓発、指導を行うものであり、市民参加には馴染まない。

市会・監査・外部機関等からの指摘	

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No.	2515001
Ⅰ 事業の概要			通常評価	

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	検査向上・違反指導	所管局部課等	都市計画局建築指導部建築安全推進課，建築審査課
		（連絡先）	222-3613, 222-3616
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-15-0-0-0-0-0-0-0.html	（評価票作成者）	総務企画課 総務調整係 [illegible]

業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称，委託(補助)の内容 （内容） 違反建築物に対する行政代執行の際に発生する代執行業務のうち，是正工事に関する業務を委託する。	事務事業の性格	義務的事業			
			類型	4 規制・指導			
			会計区分	一般会計			
			開始時期	昭和	25	年度	
			終了(予定)時期	平成		年度	
実施根拠（法令，条例，規則，要綱等）	建築基準法第7条，第7条の3，第9条						

主たる上位施策		2301 安全な新築建築物の供給
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	市民及び建築関係者の建築に対する遵法意識を向上させ，また，建築規制の実効性を確保することにより，違反建築物を減少させる。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	戦前からの狭小過密な宅地割り，無接道宅地等の本市特有の条件での建築や，土地の細分化による建売業者等の無理な建築が違反となる場合があり，これまで高い違反率を示していた。建築関係団体や金融機関等との連携により，新築建築物の検査済証交付率が飛躍的に向上したことから，新築の違反指導件数は減少したが，依然として完了検査を受けず，安全性や適法性が確認されない建築物が少なからず建築されている。
	対象（誰を，何を）	建築主，工事監理者，施工者及び設計者
	活動内容（どのような手段で）	新築建築物の安全性確保と違反防止の推進のために，警察，消防，金融機関，指定確認検査機関，建築関係団体などの多様な関係機関と連携し，工事監理及び完了検査の更なる徹底を図る。 また，建築主及び事業者に対して，検査済証の意義や必要性についての意識啓発の取組を強化する。 建築関係団体，学識経験者等で構成する「京都市建築物安心安全実施計画推進会議」を設置し，着実に建築物の安全対策を推進する。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	2,024	1,566	1,870	11,754
		需用費		1,853	1,418	1,667	1,519
		役務費（タクシー賃車）		19	15	8	20
		使用料及び賃借料		58	78	140	157
		その他		94	55	55	58
				0	0	0	0
				0	0	0	0
	①'	委託料 代執行経費		0	0	0	10,000
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	0.0	0.0	0.0	85.1
	③	人件費	（千円）	251,765	235,646	225,395	225,395
		職員(課長級)	（人）	1.47	1.20	1.20	1.20
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	6.37	5.90	5.90	5.90
		職員(係員)	（人）	20.85	20.15	20.15	20.15
		嘱託職員等人件費	（千円）	3,263	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	（千円）	253,789	237,212	227,265	237,149
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	0	0	0	0
		国庫・府支出金	（千円）	0	0	0	0
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	0	0	0	0
		その他( )	（千円）	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	253,789	237,212	227,265	237,149
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	検査向上・違反指導

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） □特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	□政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） ■経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度）
必需性	■日常生活に必要不可欠なサービス（必需） □日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	■行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） □行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	無
判定	① 必需・共同消費性	判定	② 経常的・行政専門性	現在の受益者負担率（%）
多数の人を対象とし、日常生活の維持などのため、欠かさず提供する必要のあるサービスが該当します。 ただし、サービスを提供するために設備をはじめ多くのコストを要するため、その負担のあり方や程度について、検討しなければなりません。 【例】上下水道、ごみ収集など		日常的、定型的な業務のため、政策的な判断は伴いませんが、業務を進めていくうえで、行政の専門的な知識や行政のみが入手できる情報等が必要となります。 外部委託等に当たっては、行政の専門的な知識などを必要とする部分とそうでない部分を切り分けることが必要となります。		0.0

国、府、民間事業者による類似事業	建築物の安全確保と違反防止の取組は、特定行政庁が中心となって、警察、消防、金融機関、指定確認検査機関、建築関係団体などの多様な関係機関と連携し、公民一体となって推進している。	他の政令指定都市の実施状況	全ての政令指定都市は、建築基準法に基づき建築主事を置く市町村の所（特定行政庁という。）として、建築物の安全確保と違反防止の取組を進めている。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標1	一戸建て住宅の完了検査済証の交付率	目標値 …①	%	100	100	100	100
		実績値 …②	%	91	94	93	
		目標達成度（②÷①）	%	91.0	94.0	93.0	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	評価	良い	良い	良い
指標2		目標値 …①					
		実績値 …②					
		目標達成度（②÷①）	%				
区分		種類		評価			
			総合評価		良い	良い	

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標1	市民の建築に対する遵法意識を向上させ、新建築物の安全性の確保と違反防止のため、全建築物の大部分を占める、一戸建て住宅の完了検査済証の交付率を指標として設定する。	全ての建物が適法に建築されることを目標とした。
指標変更の有無	無	指標名 / 区分 / 適用年度 / 単位
指標2		
指標変更の有無	無	指標名 / 区分 / 適用年度 / 単位

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標1	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			
指標2	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	検査済証の交付率	%	91	94	93
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	253,789	237,212	227,265
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	2,788,890	2,523,532	2,443,710
	④	単位当たり経費変動率（%）			-9.5	-3.2
			評価		良くなった	良くなった

市民参加度（市民参加の手法）	該当しない	（市民参加の具体的な手法等） 法律に基づいて指導を行うものであり、市民参加は馴染まない。

市会・監査・外部機関等からの指摘	

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No.	4511007
Ⅰ 事業の概要			通常評価	

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	火災予防活動対策	所管局部課等	消防局予防部
		（連絡先）	(消防局総務部企画課 212-6614)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ		（評価票作成者）	予防課長　立入　正治

業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称，委託(補助)の内容：啓発媒体デザイン等	事務事業の性格	義務的事業		
			類型	4　規制・指導		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	昭和	22	年度
			終了(予定)時期	平成		年度
実施根拠（法令，条例，規則，要綱等）	消防組織法，消防法，京都市火災予防条例　等					

主たる上位施策		2601　火災を未然に防止して市民のいのちとくらしと財産を守る予防消防の推進
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	①　火災件数の減少を図る。 ②　住宅火災の減少と火災による死者の撲滅を図る。 ③　事業所の消防法令違反を是正する。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	昭和23年の京都市消防局発足以来，火災予防活動対策を推進している。
	対象（誰を，何を）	①　事業所，自主防災組織関係者等 ②　市民が居住する住宅 ③　消防法令違反を有する事業所等
	活動内容（どのような手段で）	①　事業所査察や防火管理者育成等を通じて事業所の火災予防を徹底する。 ②　放火防止及び住宅防火対策等の広報（ビラ等の配布）を実施する。 ③　関係機関等への情報提供及び連携を行うなど火災予防対策を推進する。 ④　違反是正のための措置命令等の厳正的確な違反処理を実施し，早期に違反の解消を図る。 ⑤　宿泊施設，病院及び社会福祉施設等に対する防火安全対策を推進する。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	47,514	53,577	53,975	55,000
		需用費（啓発媒体の作成）		16,333	20,967	18,410	18,643
		備品購入費（広報機材等）		2,351	730	974	653
		その他		4,902	5,206	5,603	6,456
				0	0	0	0
				0	0	0	0
				0	0	0	0
	①'	委託料　啓発媒体デザイン等		23,928	26,674	28,988	29,248
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	50.4	49.8	53.7	53.2
	③	人件費	（千円）	3,767,458	3,686,217	3,543,204	3,593,150
		職員(課長級)	（人）	27.60	27.26	26.98	28.06
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	63.58	61.95	60.53	61.42
		職員(係員)	（人）	344.99	334.09	336.78	341.03
		嘱託職員等人件費	（千円）	39,319	61,598	68,434	65,183
	④	年間経費（①+③）	（千円）	3,814,972	3,739,794	3,597,179	3,648,150
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	0	0	0	0
		国庫・府支出金	（千円）	0	0	0	0
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	0	0	0	0
		その他(　　)	（千円）	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	3,814,972	3,739,794	3,597,179	3,648,150
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	火災予防活動対策

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） □特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	■政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） □経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度）
必需性	■日常生活に必要不可欠なサービス（必需） □日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	■行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） □行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	無
判定	① 必需・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率（%）
多数の人を対象とし、日常生活の維持などのため、欠かさず提供する必要のあるサービスが該当します。 ただし、サービスを提供するために設備をはじめ多くのコストを要するため、その負担のあり方や程度について、検討しなければなりません。 【例】上下水道、ごみ収集など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0

国、府、民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況	他都市においても、予防対策に係る事業を実施している。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標1	火災件数	目標値 …①	件	160	160	160	160
		実績値 …②	件	215	270	245	
		目標達成度（②÷①）	%	65.6	31.3	46.9	
区分	成果指標	種類 減少することが良いとされる指標	評価	悪い	かなり悪い	かなり悪い	
指標2		目標値 …①					
		実績値 …②					
		目標達成度（②÷①）	%				
区分		種類	評価				
			総合評価		かなり悪い	かなり悪い	

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標1	火災予防の取組による成果を示す年間の火災件数を指標とした。	政策・施策評価で掲げる年間火災件数160件を目標値としている。
指標変更の有無	無 指標名 区分	適用年度 単位
指標2		
指標変更の有無	無 指標名 区分	適用年度 単位

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標1	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			
指標2	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	京都市の人口	人	1,471,400	1,470,587	1,468,649
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	3,814,972	3,739,794	3,597,179
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	2,593	2,543	2,449
	④	単位当たり経費変動率（%）			-1.9	-3.7
			評価		良くなった	良くなった

市民参加度（市民参加の手法）	該当しない	（市民参加の具体的な手法等）

市会・監査・外部機関等からの指摘	

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No.	2513003
Ⅰ 事業の概要			重点評価	

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	歴史的建築物保存・活用推進事業	所管局部課等	都市計画局建築指導部建築指導課
		（連絡先）	222-3620
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ		（評価票作成者）	課長　中山　雅永

業務運営方法	部分補助等	委託(補助)先の名称，委託(補助)の内容 補助先の名称：条例の対象建築物の所有者 補助の内容：条例に基づく保存活用計画の作成費用	事務事業の性格	任意的事業		
			類型	1　個人給付・融資		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	26	年度
			終了（予定）時期	平成		年度
実施根拠（法令，条例，規則，要綱等）	京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例					

主たる上位施策		2302　既存建築物の安全性の向上
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	現行の建築基準法では困難であった景観的，文化的に重要な歴史的建築物の改修等を支援し，安全性等を確保しながら保存，活用することを推進する。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	助成：条例を活用するに当たっての「保存活用計画」の作成については安全性の評価に高度な判断を要することから，コストが増大し，建築物の所有者の負担が大きい。 普及啓発：条例の活用促進のためには更なる普及啓発が必要である。 専門家への意見聴取体制整備：安全性の判断には高度な判断が必要なケースがある。 調査研究：現行の条例が対象としていない京町家約1万軒についても安全性を確保しつつ，増改築等を容易にするための制度を整備する必要がある。
	対象（誰を，何を）	補助：条例が対象とする，景観的，文化的に特に重要なものとして位置付けられた歴史的建築物の所有者 普及啓発：上記の建築物の所有者や，建築・不動産等の各種団体 専門家への意見聴取体制整備：地震や火災の専門家 調査研究：保存状態が良好な京町家のうち，現行の条例が対象としていないもの
	活動内容（どのような手段で）	■助成：条例の対象建築物の所有者が，保存活用計画（工事計画，地震や火災に対する安全性確保や維持管理計画等）の作成に必要な費用の一部を助成 （1）補助金額：上記費用の３分の２以下とし，京町家等の木造で，２階建以下かつ延べ面積２００㎡以下のものは上限額２００万円，非木造又は前述以外の木造については上限額５００万円 （2）要件：条例の対象建築物であること等， ■普及啓発 （1）普及啓発：建築物の所有者や関係団体に対する条例の周知（資料配布や説明会等） （2）訪問調査：建築物の所有者に対する，活用意向の調査や，条例を活用することが望ましい案件についての働きかけ ■専門家への意見聴取体制の整備 保存活用計画の安全性等の審査にあたり，れんが造等の特殊な構造形式の構造上の安全性や，多数の方が利用する建築物等の防火上の安全性等を判断する場合等の，市長や建築審査会が第三者的な立場の専門家に意見を求め，意見を反映させる体制の整備 ■調査研究 現行条例対象でない京町家等についての，必要な安全性等を確保し増築等の活用を容易にするための制度の検討 具体的には，既存の研究（国や研究機関等による構造や防火に関する研究等）を分析し，京町家の増築等を行うための使いやすい安全基準等を検討する。 ※指標１の保存建築物の棟数は現在の条例の対象棟数（木造は約５００棟）を前提としており，本調査研究は指標１の数値と直接的に関わるものではない。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	0	0	0	23,000
		報償費		0	0	0	675
		旅費		0	0	0	120
		需用費		0	0	0	900
		役務費		0	0	0	280
		使用料及び賃貸料		0	0	0	25
		負担金補助及び交付金		0	0	0	13,000
	①'	委託料　普及啓発及び活用支援事業等		0	0	0	8,000
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	0.0	0.0	0.0	34.8
	③	人件費	（千円）	0	0	0	13,086
		職員(課長級)	（人）	0.00	0.00	0.00	0.05
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	0.00	0.00	0.00	0.50
		職員(係員)	（人）	0.00	0.00	0.00	1.00
		嘱託職員等人件費	（千円）	0	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	（千円）	0	0	0	36,086
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	0	0	0	5,000
		国庫・府支出金	（千円）	0	0	0	0
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	0	0	0	0
		その他（ふるさと納税基金繰入金）	（千円）	0	0	0	5,000
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	0	0	0	31,086
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	歴史的建築物保存･活用推進事業

Ⅱ　評価結果

Ⅱ-1　市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） □特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	■政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） □経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度）
必需性	□日常生活に必要不可欠なサービス（必需） ■日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	■行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） □行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	無
判定	④　選択･共同消費性	判定	①　政策的･行政専門性	現在の受益者負担率（%）
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ，また，受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館･博物館の運営など		業務を進めていくうえで，政策的な判断が必要であり，また，そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり，専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため，原則として，行政が実施主体となる業務です。		0.0

国，府，民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況	

Ⅱ-2　業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標１	保存建築物登録軒数	目標値　…①	軒				3
		実績値　…②	軒				
		目標達成度（②÷①）	%				
区分	成果指標　種類　増加することが良いとされる指標		評価				
指標２		目標値　…①					
		実績値　…②					
		目標達成度（②÷①）	%				
区分	種類		評価				
			総合評価				

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標１	「保存建築物登録軒数」とは，京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第４条第１項に基づき市長が登録を行う保存建築物の軒数を示す。条例を活用しての歴史的建築物の保存・活用の実績は最終的に保存建築物の登録軒数で示されるものであり，普及啓発や助成制度についても登録軒数を増加させることを目標とするものであるため，指標１による事業の効果検証が適当である。	過去の実績から毎年度２４年度及び平成２５年度は木造建築物１件ずつの登録実績であった。平成２６年度においては７月から普及啓発の業務委託及び助成制度を開始することから条例活用の機運が高まることを期待して３件とした。
指標変更の有無	無　指標名　区分	適用年度　単位
指標２		
指標変更の有無	無　指標名　区分	適用年度　単位

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標１	変更無		目標値　…①				
			実績値　…②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			
指標２	変更無		目標値　…①				
			実績値　…②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	保存建築物登録軒数	軒			
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円			
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位			
	④	単位当たり経費変動率（%）				
			評価			

市民参加度（市民参加の手法）	無	（市民参加の具体的な手法等）

市会・監査・外部機関等からの指摘	

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No.	2509007
Ⅰ 事業の概要		通常評価		

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	細街路対策事業	所管局部課等	都市計画局まち再生・創造推進室，建築指導部建築指導課
		（連絡先）	222-3620
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ		（評価票作成者）	建築指導課 [illegible]

業務運営方法	全部補助等	委託(補助)先の名称，委託(補助)の内容 （委託先の名称）株式会社 サンソエン （委託の内容）細街路対策推進のための新たな道路指定制度適用に係る評価支援検討業務 （補助の内容）整備費用の補助 【狭あい】狭あい道路整備事業 【全部補助】緊急避難経路整備費助成事業，袋路始端部における耐震・防火改修費助成事業及び袋路始端部の拡幅整備費助成事業	事務事業の性格	任意的事業		
			類型	2 事業補助		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	19	年度
			終了（予定）時期	平成		年度
実施根拠（法令，条例，規則，要綱等）	京都市細街路対策事業実施要綱　京都市細街路対策事業助成金交付要綱					

主たる上位施策		2303 細街路対策による災害に強いまちづくり
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	狭い行き止まりの道について災害時の避難安全性を向上させるともに，建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路の拡幅・整備を促進し，都市としての防災機能を高める。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	京都市内は大きな戦災に遭っていないことから，幅員4m未満の狭い道路や路地が数多く存在し，災害時の消火，避難，救助活動等にも支障が生じると共に，火災時の延焼拡大につながるなど，都市防災上の大きな課題を抱えている。特に，袋路では一方向に避難ができず，被害の拡大が懸念される。
	対象（誰を，何を）	【京都市狭あい道路整備事業】京都市に存する狭あい道路（建築基準法施行時に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の通り抜けている道路で，京都市長が指定した道路）に接する敷地で建築等を行う建築主等 【緊急避難経路整備費助成事業，袋路始端部における耐震・防火改修費助成事業，袋路始端部の拡幅整備費助成事業】京都市に存する袋路（幅員が4m未満の行き止まりの道）に接する建物所有者等
	活動内容（どのような手段で）	【京都市狭あい道路整備事業】 ・狭あい道路の後退部分の整備費用（舗装費用，擁壁の撤去・移設費用等）を補助する。 ・道路中心鋲・道路後退杭を申請者等に支給し設置する。 【緊急避難経路整備費助成事業】 ・一方向にしか逃げられない袋路の道に，新たな避難経路を確保するための整備費用を補助する。 【袋路始端部における耐震・防火改修費助成事業】 ・袋路の入口の建物の耐震補強及び防火改修の費用を補助する。 【袋路始端部の拡幅整備費助成事業】 ・袋路の入口の敷地の後退部分の整備費用（舗装費用，擁壁の撤去・移設費用等）を補助する。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	2,852	5,815	4,585	17,600
		需用費		1,770	1,752	1,543	2,800
		負担金補助及び交付金		875	1,376	1,042	9,800
				0	0	0	0
				0	0	0	0
				0	0	0	0
				0	0	0	0
	①'	委託料 チラシ配布委託費，活動支援事業		207	2,687	2,100	5,000
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	7.3	46.2	44.8	28.4
	③	人件費	（千円）	15,534	23,148	22,059	13,530
		職員(課長級)	（人）	0.20	0.42	0.42	0.31
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	0.40	0.49	0.49	0.72
		職員(係員)	（人）	1.15	1.65	1.65	0.41
		嘱託職員等人件費	（千円）	0	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	（千円）	18,386	28,963	26,744	31,130
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	1,426	2,887	2,162	3,624
		国庫・府支出金	（千円）	1,426	2,887	2,162	3,624
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	0	0	0	0
		その他（　　）	（千円）	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	16,960	26,076	24,582	27,506
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	細街路対策事業

Ⅱ　評価結果

Ⅱ-1　市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） □特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	■政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） □経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度）
必需性	□日常生活に必要不可欠なサービス（必需） ■日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	■行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） □行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	無
判定	④　選択・共同消費性	判定	①　政策的・行政専門性	現在の受益者負担率（%）
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0

国、府、民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況	千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、福岡市

Ⅱ-2　業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標１	後退杭の設置報告件数	目標値 …①	件		280	380	400
		実績値 …②	件		326	353	
		目標達成度（②÷①）	%		116.4	92.9	
区分	成果指標　種類　増加することが良いとされる指標		評価		かなり良い	良い	
指標２	助成事業の利用件数	目標値 …①	件		20	44	59
		実績値 …②	件		23	12	
		目標達成度（②÷①）	%		115.0	27.3	
区分	活動指標　種類　増加することが良いとされる指標		評価		かなり良い	かなり悪い	
			総合評価		かなり良い	かなり悪い	

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標１	狭あい道路整備事業の普及状況を正確に把握するために、後退杭の設置報告件数を指標とする。	前年度の実績と制度の周知が進んだことを勘案して設定
指標変更の有無	無　指標名　　区分　　適用年度　　単位	
指標２	狭あい道路整備費助成事業他、緊急避難経路整備費助成事業、袋路始端部における耐震・防火改修費助成事業及び袋路始端部の拡幅整備費助成事業の普及状況を把握するため、事業の申請件数を指標とする。	前年度の実績と予算措置状況を勘案して設定
指標変更の有無	無　指標名　　区分　　適用年度　　単位	

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標１	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			
指標２	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	助成事業の利用件数	件	12	23	12
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	18,386	28,963	26,744
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	1,532,167	1,259,261	2,228,667
	④	単位当たり経費変動率（%）			-17.8	77.0
				評価	かなり良くなった	かなり悪くなった

市民参加度（市民参加の手法）	該当しない	（市民参加の具体的な手法等） 本事業は、法令や助成制度等に基づき、建築物や敷地の所有者に対して啓発・誘導を行うものであり、市民参加には馴染まない。

市会・監査・外部機関等からの指摘	

所属名	事務事業名	事業概要	事業費				進ちょく状況		今後の取組予定
			H23決算額（千円）	H24決算額（千円）	H25決算額（千円）	H26予算額（千円）			
住宅管理課	市営住宅滞納整理強化事業	公営住宅の家賃滞納のうち滞納月数1月以上の滞納者を対象として、国の緊急雇用創出事業を活用し、滞納月数6月以上の滞納者に対する戸別訪問による納付の呼びかけ、家賃納入を効果的に進めるための滞納者への説明を実施するとともに、きめ細かな納入相談・指導を行い、悪質な滞納発生を防止することによって、市営住宅の適正管理による福祉政策の推進と収入確保に繋がるよう、市営住宅の管理に関する収入の向上を図る。	2,839	5,128	3,897	0	21年度		平成22年度までに12箇月以上の滞納者を対象として行っていた納入指導について、国の緊急雇用創出事業を活用し、対象を6箇月以上の滞納者へ拡充するなど、滞納整理強化事業として取り組んできた。 今後とも、公社と連携し、過去2年間で培ったノウハウを活かしながら、家賃滞納防止に取り組んでいく。
							22年度		
							23年度	6箇月以上の滞納者に対する戸別訪問を一心とした滞納整理（575件）、完納誓約書含め、解決した件数が237件となるなど、今年度2,130万円の納入があった。徴収率は97.07%となり前年度より0.33ポイント下がった。）	
							24年度	国の緊急雇用創出事業による増員した専任職員による戸別訪問による6箇月以上の滞納者に対する滞納解消を一心とした滞納整理（554件）、解決21件を含め、解決した件数が204件となるなど、約4,635万円の納入があった。徴収率は98.26%となり前年度より0.59ポイント上がった。）	
							25年度	滞納整理を一心とした各種納入指導 （国の緊急雇用創出事業を活用して臨時的職員を採用）	
							26年度		
住宅課	住宅市街地総合整備事業	老朽住宅の密集する区域の著しい不良住宅を除却する地区において、防災性の向上、住環境の整備改善、地域の活性化を目的に地区の総合的整備を行う。	528,236	296,865	4,228,440	273,525	21年度	・老朽住宅買取 ・老朽住宅・空家撤去	・老朽住宅買取 ・老朽住宅・責任宅除却 ・公園整備に係る測量・設計 ・公園整備
							22年度	・老朽住宅買取 ・老朽住宅・空家撤去 ・公園整備に係る測量・設計	
							23年度	・老朽住宅買取 ・老朽住宅・空家撤去 ・公園整備	
							24年度	・老朽住宅買取	
							25年度	・老朽住宅買取 ・老朽住宅・空家撤去	
							26年度	・老朽住宅買取 ・老朽住宅・空家撤去	
市街地整備課	住宅地区改良事業（緑町地区、一条橋東地区）	不良住宅等の密集度が高く、住環境の劣悪な地区において、良好な生活環境の確保を図るため、計画的に事業を推進する。	1,399,757	430,029	211,825	1,050,910	21年度	・不良住宅、用地等買収 ＜緑町＞ ・緑仁市営住宅建小路m倉2-2棟（仮称）建設工事着手 ・緑都市計画住宅整備ビジョン検討委員会設置 ・緑町ストック（空き地）活用事業 ＜一条橋東＞ ・一条市営住宅39棟（仮称）建設工事着手	・不良住宅、用地等買収予定 ○三条橋東地区 ・事業計画の見直しを行う。（平成26年度実施予定） ○緑仁地区 ・建小路高倉線3棟（仮称）建設工事 ・緑仁北都第二地区土地区画整理事業計画を策定する。（平成26年度実施予定）
							22年度	・不良住宅、用地等買収 ＜緑町＞ ・緑都市計画住宅整備ビジョン検討委員会のための行政内部による、土地区画整理事業の合意形成に向けた準備作業 ＜一条橋東＞ ・一条市営住宅22棟しゅん工	
							23年度	・不良住宅、用地等買収 ＜緑町＞ ・住環境改善事業との合併施行に向けた改良事業計画変更及び北部第二地区土地区画整理事業計画策定	
							24年度	・不良住宅、用地等買収 ＜緑町＞ ・緑仁市営住宅建小路高倉線（仮称）実施設計着手	
							25年度	・不良住宅、用地等買収 ＜緑町＞ ・緑仁市営住宅建小路高倉線（仮称）用地及び北都第二地区土地区画整理事業計画策定	
							26年度	・不良住宅、用地等買収 ＜緑町＞ ・緑仁市営住宅建小路高倉線3棟（仮称）建設工事着手 （実施は25年度）	

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No. 2509003
Ⅰ 事業の概要			通常評価

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進	所管局部課等	都市計画局まち再生・創造推進室
		（連絡先）	222-3503
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/56-7-0-0-0-0-0-0-0-0.html	（評価票作成者）	密集市街地・細街路対策課長 文山 達昭

業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 (名称)株式会社サンワコン 関西支店 (内容)防災まちづくり活動支援業務(その1) (名称)株式会社地域計画建築研究所 (内容)防災まちづくり活動支援業務(その2)	事務事業の性格	任意的事業		
			類型	１１ その他		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	23	年度
			終了(予定)時期	平成		年度
実施根拠（法令、条例、規則、要綱等）	住生活基本計画（全国計画）					

主たる上位施策		2404 住宅・住環境の安全性の向上
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	歴史都市京都の特性をいかしつつ，市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちを目指す。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	平成23年3月に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）において，地震時等に著しく危険な密集市街地を平成32年までに概ね解消することが目標として設定された。
	対象（誰を，何を）	市内各地の木造密集市街地及び細街路
	活動内容（どのような手段で）	歴史都市京都の特性をいかしつつ，市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるため，「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」を策定するとともに，市内の密集市街地の中から，「優先的に防災まちづくりを進める地区」を１１地区選定し，この１１地区をはじめとした防災上課題のある地区において，住民と行政が一体となった防災まちづくりを順次，進めている。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	21,955	15,319	18,505	32,500
		報償費（謝礼等）		210	0	0	0
		旅費（関係機関協議，他都市調査）		62	196	200	100
		需用費（資料収集，資料作成等）		470	500	855	900
		備品購入費		170	347	0	0
		負担金補助及び交付金		0	0	0	14,000
		その他		43	17	62	500
	①'	委託料 防災まちづくり活動支援業務		21,000	14,259	17,388	17,000
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	95.7	93.1	94.0	52.3
	③	人件費	（千円）	13,271	13,880	13,194	30,917
		職員(課長級)	（人）	0.16	0.20	0.20	0.60
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	0.50	0.50	0.50	1.40
		職員(係員)	（人）	0.80	0.80	0.80	1.40
		嘱託職員等人件費	（千円）	0	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	（千円）	35,226	29,199	31,699	63,417
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	10,500	4,753	5,796	10,600
		国庫・府支出金	（千円）	10,500	4,753	5,796	10,600
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	0	0	0	0
		その他( )	（千円）	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	24,726	24,446	25,903	52,817
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進

Ⅱ　評価結果

Ⅱ-1　市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） □特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	■政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） □経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度）
必需性	■日常生活に必要不可欠なサービス（必需） □日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	■行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） □行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	無
判定	①　必需・共同消費性	判定	①　政策的・行政専門性	現在の受益者負担率（%）
多数の人を対象とし、日常生活の維持などのため、欠かさず提供する必要のあるサービスが該当します。 ただし、サービスを提供するために設備をはじめ多くのコストを要するため、その負担のあり方や程度について、検討しなければなりません。 【例】上下水道、ごみ収集など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0

国、府、民間事業者による類似事業	国、府、民間事業者による類似事業はない。	他の政令指定都市の実施状況	住生活基本法に基づく「住生活基本計画（全国計画）」（平成２３年３月閣議決定）において、全国で約６，０００ｈａ存在する「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、平成３２年度までにこれらを概ね解消する目標が掲げられており、密集市街地を抱える多くの自治体では、継続して密集市街地対策に取り組んでいる。

Ⅱ-2　業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標１	「優先的に防災まちづくりを進める地区」をはじめとした防災上課題のある地区において、防災まちづくりに取り組まれている地区の数	目標値　…①	地区		4	6	8
		実績値　…②	地区		4	6	
		目標達成度（②÷①）	%		100.0	100.0	
区分	成果指標　種類　増加することが良いとされる指標		評価		良い	良い	
指標２		目標値　…①					
		実績値　…②					
		目標達成度（②÷①）	%				
区分	種類		評価				
			総合評価		良い	良い	

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標１	密集市街地対策を進めるに当たっては、住民と行政が一体となった防災まちづくりに取り組む必要がある。このため、「優先的に防災まちづくりを進める地区」をはじめとした防災上課題のある地区のうち、地域主体の防災まちづくりに着手した地区を成果指標とした。	地域主体の防災まちづくりをはじめるには、地域における機運の醸成、体制の整備等が必要となる。「優先的に防災まちづくりを進める地区」をはじめとした防災上課題のある地区から、地域の意向を踏まえつつ、行政が働きかけを行うことで、毎年度２地区ずつ取組に着手することを目標とする。
指標変更の有無	無　指標名　区分	適用年度　単位
指標２		
指標変更の有無	無　指標名　区分	適用年度　単位

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標１	変更無		目標値　…①				
			実績値　…②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分	種類			評価			
指標２	変更無		目標値　…①				
			実績値　…②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分	種類			評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	「優先的に防災まちづくりを進める地区」をはじめとした防災上課題のある地区において、行政と地域が一体となった防災まちづくりに取り組む地区数	地区	2	4	6
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	35,226	29,199	31,699
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	17,613,000	7,299,750	5,283,167
	④	単位当たり経費変動率（%）			-58.6	-27.6
			評価		かなり良くなった	かなり良くなった

市民参加度（市民参加の手法）	有	（市民参加の具体的な手法等） 地域住民が安心安全に住み続けられるまちづくりを進めるため、地域と行政が一体となった防災まちづくりを進める。

市会・監査・外部機関等からの指摘	

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No.	2509006
Ⅰ 事業の概要			重点評価	

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	空き家対策推進事業	所管局部課等	都市計画局まち再生・創造推進室
		（連絡先）	２２２－３５０３
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-9-0-0-0.html	（評価票作成者）	空き家対策課長　寺澤　昌人

業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称、委託(補助)の内容 （名称） 京都×空き家×まちづくり｜イベント運営支援業務 （内容） 地域連携型空き家流通促進事業において空き家対策に取り組む団体の活動や空き家の活用事例の紹介及び空き家所有者への相談会を内容としたイベントの開催支援。	事務事業の性格	任意的事業		
			類型	１１　その他		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	22	年度
			終了（予定）時期	平成		年度
実施根拠（法令、条例、規則、要綱等）	京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例，京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例施行規則，京都市地域連携型空き家流通促進事業補助金交付要綱，京都市空き家活用・流通支援等補助金交付要綱					

主たる上位施策		2404　住宅・住環境の安全性の向上
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	１つ１つの建築物が，京都のまちを構成する重要な要素であるという観点から，空き家を「眠っているまちづくりの資源」ととらえ，その適正な管理のみならず，発生の予防，流通・活用の促進を図り，地域コミュニティの活性化を目指す。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	空き家の増加（平成２０年の住宅土地統計調査において，京都市内の空き家率が１４．１％に達した。）が，地域の防災や防犯，生活環境や景観に悪影響を及ぼし，まちの活力の低下に繋がるなど，まちづくりを進めるうえで課題となっていることを踏まえ，総合的な空き家対策としての事業を開始。
	対象（誰を，何を）	地域に存在する空き家と，その所有者，さらには空き家の周辺の住民等を対象として，事業を実施する。
	活動内容（どのような手段で）	・空き家の所有者（あるいは，空き家の所有者となりうる者）を対象に，空き家が周辺に及ぼす悪影響等について，啓発を行うことにより，空き家の発生を予防する。 ・総合的なコンサルティング体制を構築する。 ・地域の自治組織等が，専門家と連携して行うまちづくり活動の中での空き家に関する取組への助成を行う。 ・売却用・賃貸用でない空き家が流通・活用される場合，本市の政策目的に沿った用途で空き家を活用する場合に，修繕・模様替え等の費用の一部を助成する。 ・空き家活用の先端的モデルとなるような，まちの再生や地域の活性化に資する新しい空き家の活用方法に対する助成により，空き家の流通・活用を促進する。 ・区・支所，関連団体との連携の下，指導・勧告・命令等により，空き家の適正な管理の実現を目指す。 （平成22年度より実施の地域連携型空き家流通促進事業については，平成２６年度より，補助金の年間上限額の引き上げ（１５万円→５０万円，最長４年間），補助対象経費の拡充を行っている）

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費（千円）	4,725	7,684	3,469	184,000
		賃金・共済費	0	0	0	2,150
		報償費	0	432	337	5,230
		需用費	0	6	334	13,416
		役務費	0	0	0	2,504
		負担金補助及び交付金	0	0	447	122,500
		その他	0	43	0	3,600
	①'	委託料　空き家のモデル調査及びデータベース整備等	4,725	7,203	2,351	34,600
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）（%）	100.0	93.7	67.8	18.8
	③	人件費（千円）	15,921	31,437	31,854	103,413
		職員(課長級)（人）	0.17	0.42	0.47	1.10
		職員(課長補佐級，係長級)（人）	0.40	0.90	1.00	2.40
		職員(係員)（人）	1.24	2.16	2.21	4.30
		嘱託職員等人件費（千円）	0	0	0	35,000
	④	年間経費（①+③）（千円）	20,646	39,121	35,323	287,413
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）（千円）	2,124	2,124	189	63,750
		国庫・府支出金（千円）	2,124	2,124	189	55,050
		受益者負担分(使用料，手数料等)（千円）	0	0	0	0
		その他(負担金)（千円）	0	0	0	8,700
	⑥	京都市年間負担経費（④－⑤）（千円）	18,522	36,997	35,134	223,663
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	空き家対策推進事業

Ⅱ　評価結果

Ⅱ-1　市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	■より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） □特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	■政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） □経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度）
必需性	□日常生活に必要不可欠なサービス（必需） ■日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	■行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） □行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	無
判定	④　選択・共同消費性	判定	①　政策的・行政専門性	現在の受益者負担率（%）
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		0.0

国、府、民間事業者による類似事業		他の政令指定都市の実施状況	本市のように、適正管理のみならず、空き家化の予防、流通・活用の促進など、総合的な対策を講じている事例はない。

Ⅱ-2　業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標１	空き家を活用するための改修工事に対する補助事業(空き家活用・流通支援等補助)を交付され，活用・流通に供された空き家の件数	目標値 …①	件				150
		実績値 …②	件				
		目標達成度（②÷①）	%				
区分	成果指標	種類 増加することが良いとされる指標	評価				
指標２	地域連携型空き家流通促進事業に参加した地区数	目標値 …①	地区		7	10	20
		実績値 …②	地区		7	9	
		目標達成度（②÷①）	%		100.0	90.0	
区分	成果指標	種類 増加することが良いとされる指標	評価		良い	良い	
			総合評価		良い	良い	

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標１	活用されていなかった空き家が，活用・流通に供されるための修繕等を受けた件数であり，本事業による成果が明確となる指標であるため。	平成26年度の補助メニューは，①「流通・活用支援タイプ」と②「特定目的利用タイプ」の2種類であり，①は５０戸，②は１００戸を目標としている。
指標変更の有無	無　指標名　区分　適用年度　単位	
指標２	地域連携型空き家流通促進事業の取組状況が分かる指標であるため。	当事業は平成30年度までに100地区での実施を目標としており，平成26年度の実施目標は20地区に設定する。
指標変更の有無	無　指標名　区分　適用年度　単位	

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標１	変更有	地域連携型空き家流通促進事業実施地区において流通・活用された空き家の件数(累積)	目標値 …①	件		21	27
			実績値 …②	件		19	26
			目標達成度（②÷①）	%		90.5	96.3
区分	成果指標	種類 増加することがいいとされる指標		評価		良い	良い
指標２	変更有	地域連携型空き家流通促進事業に参加した地区数(累積)	目標値 …①	地区		7	10
			実績値 …②	地区		7	9
			目標達成度（②÷①）	%		100.0	90.0
区分	成果指標	種類 増加することがいいとされる指標		評価		良い	良い

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	本市の助成制度等により，活用・流通に供された空き家の件数	件	9	10	7
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	20,646	39,121	35,323
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	2,294,000	3,912,100	5,046,143
	④	単位当たり経費変動率（%）			70.5	29.0
			評価		かなり悪くなった	かなり悪くなった

市民参加度（市民参加の手法）	有	（市民参加の具体的な手法等） 地元組織が，空き家の掘り起しを行うとともに，地域の魅力や住まい方のルールの取りまとめや発信を担っている。

市会・監査・外部機関等からの指摘	

京都市情報館
Kyoto City Official Website

「はばたけ未来へ！　京プラン」実施計画(政策編)進捗状況　No.12004

ページ番号121035

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます　ツイート　シェア

2013年3月29日

No.12004　公園・緑地の計画的整備による環境保全，景観形成，防災，レクリエーション機能の向上

区分
実施済み又は実施中

年次計画

事業概要	年次計画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
市民との共汗により公園・緑地を計画的に整備することによって，子どもたちの安全な遊び場を確保し，住民に憩い，コミュニティ及びレクリエーションの場を提供するとともに，災害時の避難場所として緑豊かな都市景観を生み出す。	・用地買収，設計，工事(新十条相深公園等)	⇒(洛北第三4号公園等)	⇒(洛北第二2号公園等)	⇒(洛北第三2号公園等)

共汗指標					4年間総経費(百万円)
指標名	現況値(23年度)	目標値(27年度)	目標値の種類		
			単年度	累計	
一人当たりの公園面積	4.70㎡／人	5.35㎡／人	○		1,912

進捗状況

進捗状況

年度	予算額(百万円)	取組予定	進捗状況	決算額(百万円)
24年度	1,109.3(予算現額)	・用地買収 大藪公園(仮称) ・工事 橘公園，嵯峨公園，新十条相深1号公園(仮称)	・用地買収 大藪公園(仮称) ・工事完了 嵯峨公園のバリアフリー化(10月) 橘公園の再整備(3月) 相深公園の開園(3月)	618.3
25年度	104.8(当初予算) 339.0(9月補正) 7.6(2月補正)	・用地買収 北梅津公園(仮称) ・測量・設計 洛北第三4号公園(仮称)，洛北第二2号公園(仮称)，西賀茂第三2号公園(仮称)，北梅津公園(仮称)，静原公園，住吉公園，新林池公園 ・工事 柳の内公園，大藪公園(仮称)，西賀茂第三2号公園(仮称)，静原公園，住吉公園，新林池公園	・用地買収 北梅津公園(仮称) ・測量，設計完了 洛北第三4号公園(仮称)，洛北第二2号公園(仮称)，北梅津公園(仮称) ・工事 柳の内公園 ・工事完了 大藪公園の開園(7月) 新林池公園のバリアフリー化(2月) 静原，住吉公園のバリアフリー化(3月)	

26年度	632.6 （予算現額）	・用地買収 向島東公園 ・設計 洛北第三2号公園（仮称），洛北第三5号公園（仮称），本町公園，岡崎公園，宝が池公園，向島東公園 ・工事 北梅津公園（仮称），洛北第二2号公園（仮称），柳の内公園，岡崎公園，向島東公園	西賀茂第三2号公園（仮称）（3月工事完成，6月開園予定） ・設計中 洛北第三2号公園（仮称），洛北第三5号公園（仮称），岡崎公園，向島東公園 ・工事中 北梅津公園（仮称） ・工事完了 柳の内公園の再整備（7月） 下庄田公園の開園（9月）	444.8
27年度				

共汗指標

指標名

一人当たりの公園面積

目標値

5.35㎡／人

共汗指標

現況値 （計画実施前）	4.70㎡／人（22年度末）	実績値	4.73㎡／人（23年度末） 4.74㎡／人（24年度末） 4.74㎡／人（25年度末）

担当所属

建設局みどり政策推進室（075-741-8600）

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

平成２６年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	B 公の施設型	No.	2526001
Ⅰ 施設の概要			通常評価	

施設名（愛称）	市営住宅	所管局部課等	都市計画局住宅室住宅管理課
		（連絡先）	222-3631
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-5-0-0.html	（評価票作成者）	住宅管理課長　奈須　健

施設運営方法	部分委託	設置根拠（法令，条例，規則，要綱等）	公営住宅法，住宅地区改良法，京都市市営住宅条例
（委託先の名称，内容）	（名称） 京都市住宅供給公社 （内容） 家賃収納，維持修繕等	会計区分	一般会計
所在地	京都市一円	設置年月	

主たる上位施策		2405　重層的な住宅セーフティネット（安全網）の構築
施設の概要	設置目的（どのような状態にしたいのか）	住宅に困窮する低所得者又は，住宅地区改良法に基づく入居者に対し，健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で賃貸し，公共の福祉に寄与すること。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	公営住宅については，昭和２６年に公営住宅法が制定され，戦災による住宅難を解消することを第一に建設が進められた。また，高度成長期には，都市に大量流入した勤労世帯の受け皿として大量に市営住宅が建設された。改良住宅については，昭和３５年に制定された住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業の実施に伴い，自ら居住する住宅を失うこととなった従前居住者のための代替住宅として建設された。
	施設の概要（敷地面積，延床面積，建物，設備等）	公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき建設された市営住宅 管理戸数：２３，５２７戸（平成２６年４月１日時点） （うち，公営住宅　１８，９７２戸，改良住宅　４，５５５戸） 入居戸数：１９，５０４戸（平成２６年４月１日時点） （うち，公営住宅　１６，５４４戸，改良住宅　２，９６０戸）
	事業内容（どのような手段で）	主な業務内容として，入退去の手続，家賃収納，滞納者指導及び維持修繕がある。 市営住宅の入居方法は，大きく分けて，①公募，②特定入居，③目的外使用の３つがある。 ①公募 ・一般選考 ・優先選考・・・障害者世帯，子育て世帯等特に居住の安定確保が必要な世帯に募集の戸数枠を設け，優先的な取扱いを行う。 ②特定入居 災害等法令に定められた理由により公募によらないで入居することができる。 ③目的外使用 地方自治法に基づく目的外使用として，留学生等を公営住宅に入居させることができる。

年間経費等推移（千円）

No.	区分			H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
①	事業費・運営費		（千円）	4,226,783	4,056,750	5,281,192	5,194,828
②		委託料		4,036,096	3,874,954	5,102,497	5,119,512
			人件費	86,793	81,480	72,040	63,139
			計画修繕事業費	845,230	894,173	2,023,485	1,880,243
			修繕事業費	1,454,814	1,329,455	1,496,209	1,458,271
			住宅設備保全事業費	779,885	843,275	787,774	837,123
			維持管理費	695,062	709,977	714,559	761,237
			その他	174,312	16,594	8,430	119,499
③				0	0	0	0
④				0	0	0	0
⑤		その他	その他	190,687	181,796	178,695	75,316
⑥	人件費		（千円）	580,534	555,662	489,423	455,034
⑦	**年間経費（①+⑥）**		**（千円）**	4,807,317	4,612,412	5,770,615	5,649,862
⑧	国庫・府支出金		（千円）	401,614	123,498	781,517	680,822
⑨	使用料・手数料等		（千円）	6,378,622	6,410,291	6,931,533	7,145,398
⑩	**京都市年間負担経費（⑦－（⑧+⑨））**		**（千円）**	-1,972,919	-1,921,377	-1,942,435	-2,176,358
⑪	減価償却費		（千円）	2,785,690	2,773,901	2,620,812	
⑫	市債利子		（千円）	0	0	0	
⑬	**京都市年間負担総経費（⑩+⑪+⑫）**		**（千円）**	812,771	852,524	678,377	

平成26年度
（平成25度分）

施設名	市営住宅

取得費等の情報（千円）

取得費及び財源内訳		平成２５年度末残高		（備考）
土地取得費				
建物取得費	243,663,601	建物減価償却後残高	160,603,230	減価償却の方法
財源内訳				・定額法
国庫・府支出金	109,648,707			・残存価額ゼロ
市債	109,648,707	市債残高		・耐用年数 50 年
一般財源	24,366,187			
寄付金等				
物品（0 万円以上）		物品減価償却後残高		

施設の概要

料金体系	料金区分	賃借料
	主な料金	市営住宅使用料
	減免内容	特別減額，生活保護減額，低収入減免
直接従事職員数	京都市職員数	54人（うち局長 人，部長1人，課長 8.07人，係長19.77人，係員25.51人）
	委託団体等職員数	117人
	合計	171人

京都市内の類似施設

		当施設と左記施設との相違点	
本市所管			
府所管	府営住宅		事業主体の差異
国所管			
民間・その他	特定優良賃貸住宅		関係法令の差異

施設利用状況等の推移

区分	H23年度	H24年度	H２５年度
施設の総利用者数等（単位：戸）	19,926	19,696	19,489
個別事業における利用状況等の推移			
（参考）利用単位当たり京都市負担額（京都市年間負担経費÷施設の総利用者数等）（円）	-99,012	-97,552	-99,668

利用者満足度調査

実施の有無	無	調査結果
実施時期(直近)		利用者の満足度を向上させることによって利用者を拡大し，収益を増加させることを目的とした施設ではないため，実施していない。
調査手法		
調査数		

平成２６年度 （平成２５年度分）	施設名	市営住宅

Ⅱ　評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

1．公共性
⇒共同消費性（公益性）／個人消費性（私益性）の評価
⇒必需性／選択性の評価

項　目	評価点
共同消費性（公益性）	2
必需性	1
判定	① 必需･共同消費性

『公共性評価』

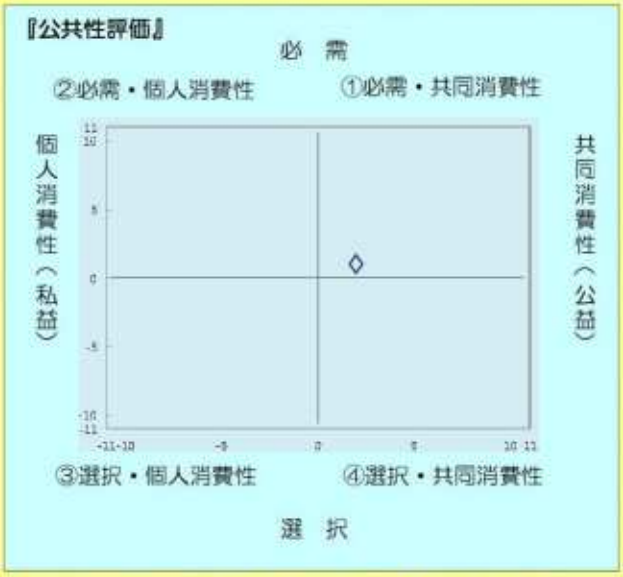

別紙「ワークシート」に基づく公共性評価結果　◆ 評価結果

評価結果	第1象限	① 必需･共同消費性

多数の人を対象とし，日常生活の維持などのため，欠かさず提供する必要のあるサービスが該当します。
ただし，サービスを提供するために設備をはじめ多くのコストを要するため，その負担のあり方や程度について，検討しなければなりません。
【例】 上下水道，ごみ収集など

2．実施主体の妥当性
⇒京都市における政策・戦略形成に係わる度合い
⇒行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い

項　目	評価点
政策性・戦略性	-5
専門性	-6
判定	③ 経常的･一般専門性

『実施主体の妥当性評価』

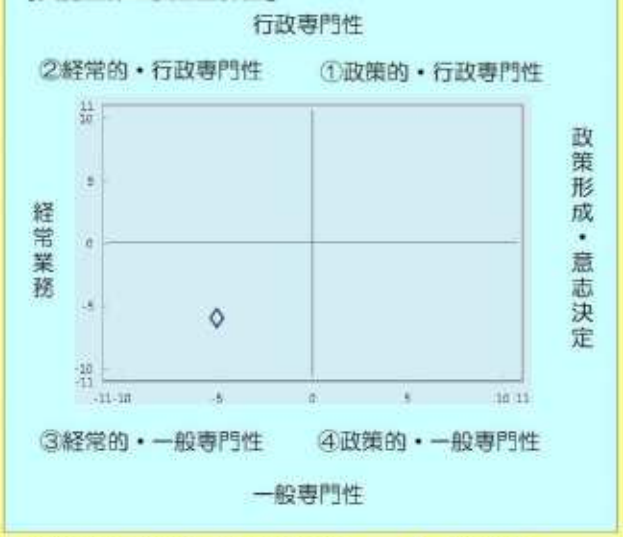

別紙「ワークシート」に基づく実施主体の妥当性評価　◆ 評価結果

評価結果	第3象限	③ 経常的･一般専門性

日常的，定型的な業務のため，政策的な判断を伴わず，また，業務を進めていくうえで，行政の専門的な知識やノウハウ等は必要としません。
サービスの提供についての行政の責任を明確にするなどしたうえ，行政以外の実施主体を積極的に検討すべき業務です。

3．受益者負担の妥当性

受益者負担の必要性（程度）	有（低い）
現在の受益者負担率（%）	153.0

平成２６年度
（平成２５年度分）

Ⅱ　評価結果

施設名	市営住宅

Ⅱ-2　業績評価

1　目標達成度

目標達成度	No.	区分		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
	①	入居戸数	の目標値	戸	22,667	22,642	21,636	21,433
	②	入居戸数	の実績値	戸	19,926	19,696	19,489	
	③	目標達成度　（②÷①）		%	87.9	87.0	90.1	
				評価	普通	普通	良い	

指標の選択理由	住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸し，市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するには，空家戸数を抑制し入居戸数を増やす必要があるため。	目標値設定の考え方	現在の状況では，入居戸数に入居（公募）可能戸数を加えた戸数が，管理戸数に占める割合は９１．１％であるが，この割合を基に，入居（公募）可能戸数のすべてに入居が実現した場合の戸数を目標とした。

対象指標

主たる施設利用対象者層	住宅に困窮する低所得者層，住宅地区改良法施行に伴う従前居住者等（平成23年度～）
対象者規模（H25年度時点）	
対象者規模（施設設置当初）	
規模の将来予測	人口動態及び所得水準に連動

2　効率性

効率性	No.	区分	説明	単位	H23年度	H24年度	H２５年度
	①	施設の総利用者数等	施設の総利用者数等	〃	19,926	19,696	19,489
	②	年間経費	施設の事業費・運営費および人件費の合計額	千円	4,807,317	4,612,412	5,770,615
	③	利用単位あたり経費	②÷①×１０００円	円/利用単位	241,259	234,180	296,096
	④	単位当たり経費変動率（%）				-2.9	26.4
					評価	良くなった	かなり悪くなった

総利用者数等の考え方 施設の総利用者数等に用いた指標の考え方について記載してください	各年度末現在の入居戸数	備考 効率性評価に関して留意事項，補足項目等があれば記載してください。	

3　その他

受益者負担比率	No.	区分	説明	単位	H23年度	H24年度	H２５年度
	①	年間経費	施設の事業費・運営費・人件費及び初期投資額の合計額	千円	3,736,983	3,748,853	3,668,777
	②	受益者負担額	施設の本来の目的による使用料等の年間総額	千円	5,709,902	5,687,915	5,612,766
	③	受益者負担比率	②÷①	%	152.8	151.7	153.0

市会・監査・外部機関等からの指摘	

京都市情報館
Kyoto City Official Website

「はばたけ未来へ！　京プラン」実施計画（政策編）進捗状況　No.116007

ページ番号121296

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます　ツイート　シェア

2013年3月29日

No.116007　市営住宅ストック総合活用計画の推進による住宅セーフティネット機能の充実

区分
実施済み又は実施中

年次計画

事業概要	年次計画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
環境負荷低減にも配慮し、市営住宅ストックを長く有効に活用していくために、適切な維持管理や耐震化、バリアフリー化等の改善事業を実施する市営住宅ストック総合活用計画に基づき、住宅セーフティネット機能の充実を図る。さらに、建て替え、集約を行う団地においては、団地再生計画を策定し、改善事業の実施とともに、コミュニティの活性化に資する機能の導入や集約等により発生した敷地の活用や空き住戸の転用による多様な住宅供給を促進するなど、総合的に事業を進める。	・団地再生計画の策定・実施 ・市営住宅改善事業（耐震，バリアフリー改修等）	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒

共汗指標					4年間総経費（百万円）
指標名	現況値（23年度）	目標値（27年度）	目標値の種類 単年度	目標値の種類 累計	
京都市市営住宅ストック総合活用計画事業実施状況 ①耐震化率 ②エレベーター等設置率	①57% ②51%	①73% ②60% （32年度に①90%以上，②70%以上を達成）		○	17,777

進捗状況

進捗状況

年度	予算額（百万円）	取組予定	進捗状況	決算額（百万円）
24年度	4,551.7（予算現額）	・市営住宅団地再生事業 団地再生計画の策定・実施（1団地） ・市営住宅改善事業 （耐震，バリアフリー改修等） 全面的改善事業（1団地） 耐震改修及びエレベーター等設置事業（3団地） エレベーター等設置事業（1団地）	・市営住宅団地再生事業 鈴塚市営住宅 実施設計（5月～25年3月） ・市営住宅改善事業 崇仁市営住宅26棟エレベーター設置 実施設計（4月～25年2月） 向島市営住宅耐震改修，スロープ設置 1街区・8街区・10街区工事（6月～10月） 5街区工事（10月～25年3月）	2,506.5

			大受市営住宅3棟耐震改修及び1，2，3棟スロープ設置 実施設計（10月～25年3月） 山科市営住宅3棟（東側棟）トータルリモデル 工事（24年1月～11月）	
25年度	4,891.2 （予算現額）	・市営住宅団地再生事業 団地再生計画の策定・実施（3団地） ・市営住宅改善事業 （耐震，バリアフリー改修等） 耐震改修及びエレベーター等設置事業（5団地）	・市営住宅団地再生事業 鈴塚市営住宅2，8，9棟エレベーター設置工事（6月～26年1月） 新棟建設工事（12月～） ・市営住宅改善事業 向島市営住宅5街区1棟耐震改修工事(4月～8月) 大受市営住宅3棟耐震改修及び1，2，3棟スロープ設置工事（8月～3月） 西野山市営住宅1棟ほか11棟耐震改修及び4棟ほか5棟エレベーター設置実施設計・工事（10月～） 醍醐南市営住宅　1棟ほか11棟耐震改修及びエレベーター設置実施設計（12月～） 樫原市営住宅　1棟ほか12棟耐震改修及びエレベーター設置実施設計（12月～）	3,084.2
26年度	2,004.3	・市営住宅団地再生事業 団地再生計画の策定・実施（3団地） ・市営住宅改善事業 （耐震，バリアフリー改修等） 耐震改修及びエレベーター等設置事業（4団地）	・市営住宅団地再生事業 鈴塚市営住宅　新棟建設工事（25年12月～継続） 鈴塚市営住宅　2棟ほか2棟　耐震改修及び外壁改修実施設計（26年7月～） 八条市営住宅　1棟ほか5棟耐震改修及びエレベーター設置実施設計（5月～） 楽只市営住宅　11,12棟耐震改修及びエレベーター設置実施設計（7月～） ・市営住宅改善工事 西野山市営住宅　1棟ほか11棟耐震改修及び4棟ほか5棟エレベーター設置実施設計・工事（25年10月～継続） 醍醐南市営住宅　1棟ほか11棟耐震改修及びエレベーター設置実施設計（25年12月～継続） 樫原市営住宅　1棟ほか12棟耐震改修及びエレベーター設置実施設計（25年12月～継続） 山ノ本市営住宅　1棟及び2棟　耐震改修及びエレベーター設置実施設計（26年7月～）	
27年度				

共汗指標

指標名

京都市市営住宅ストック総合活用計画事業実施状況
（1）耐震化率

（2）エレベーター等設置率

目標値

（1）73%

（2）60%

（32年度に（1）90％以上，（2）70％以上を達成）

共汗指標

現況値 （計画実施前）	（1）57%（22年度末） （2）51%（22年度末）	実績値	(1) 57%（23年度末） 69%（24年度末） 70％（25年度末） 70％（9月末）

			(2) 52%（23年度末） 53%（24年度末） 54%（25年度末） 54%（9月末）

担当所属

都市計画局住宅室すまいまちづくり課（075-222-3635）

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

平成２６年度
（平成２５年度分）

事務事業評価票

C 定型・維持管理型	No.	2523028

通常評価

Ⅰ 事業の概要

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	住宅政策推進経費	所管局部課等	都市計画局住宅室住宅政策課
		（連絡先）	222-3666
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ		（評価票作成者）	住宅政策担当課長　岡田　圭司

事務事業の内容	住宅施策各分野の企画及び調査検討等のための住宅室内の運営経費。 特に，「平成２５年住生活総合調査」として，住生活の安定の確保及び向上の促進に係る総合的な施策を推進するうえでの基礎資料を得るため，居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等についての総合的な調査を実施した。 なお，当事業は平成２３年度まで他事業に分散していた事務経費を，効率的な執行を図るため，平成２４年度から一事業にまとめたものである。

業務運営方法	部分委託	委託(補助)先の名称，委託(補助)の内容 （名称） 株式会社サーベイリサーチセンター （内容） 平成２５年住生活総合調査に係る業務委託	実施根拠（法令，条例，規則，要綱等）	住生活基本法 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律　等
			会計区分	一般会計
			事務事業の性格	任意的事業

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	0	6,235	16,467	15,010
		需用費（消耗品費等）		0	1,090	1,210	1,996
		役務費（通信運搬費）		0	787	429	700
		負担金補助及び交付金（運営・会費負担金）		0	72	708	1,072
		その他		0	2,786	559	925
				0	0	0	0
	①'	委託料　委託料（調査委託）		0	1,500	13,561	10,317
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）		24.1	82.4	68.7
	③	人件費	（千円）	0	21,732	20,546	8,218
		職員(課長級)	（人）	0.00	0.39	0.37	0.09
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	0.00	0.34	0.47	0.23
		職員(係員)	（人）	0.00	1.71	1.55	0.65
		嘱託職員等人件費	（千円）	0	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	（千円）	0	27,967	37,013	23,228
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	0	1,074	6,910	3,546
		国庫・府支出金	（千円）	0	1,074	6,898	3,546
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	0	0	0	0
		その他（財産収入）	（千円）	0	0	12	0
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	0	26,893	30,103	19,682
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）		0.0	0.0	0.0

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

判定	① 政策的・行政専門性

	（政策性）	（行政専門性）	
実施主体の妥当性	■政策的意思決定を必要とするｻｰﾋﾞｽ(政策的) □経常業務の度合いが高いｻｰﾋﾞｽ(経常的)	■行政上の専門知識を必要とするｻｰﾋﾞｽ(行政専門性) □行政上の専門知識を必要としないｻｰﾋﾞｽ(一般専門性)	業務を進めていくうえで，政策的な判断が必要であり，また，そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり，専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため，原則として，行政が実施主体となる業務です。

Ⅱ-2 業績評価

効率性	No.	区　分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	事務事業	事業		1	1
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円		27,967	37,013
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位		27,967,000	37,013,000
	④	単位当たり経費変動率（%）				32.3
				評価		かなり悪くなった

特記事項	平成２５年度は，住生活総合調査を実施したため，２４年度と比較して年間経費が増大した。

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No.	2218025
Ⅰ 事業の概要			通常評価	

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	地域包括支援センター運営事業	所管局部課等	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課
		（連絡先）	075-251-1106
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ		（評価票作成者）	長寿福祉課長　谷利　康樹

業務運営方法	全部委託	委託(補助)先の名称，委託(補助)の内容 社会福祉法人，医療法人等に地域包括支援センター（６１箇所）の運営を委託。	事務事業の性格	任意的事業		
			類型	7　相談		
			会計区分	特別会計		
			開始時期	平成	18	年度
			終了(予定)時期	平成		年度
実施根拠（法令，条例，規則，要綱等）	介護保険法第１１５条の４６，介護保険法施行規則第１４０条の６６，京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例，京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱，京都市地域包括支援センター運営協議会設置要綱					

主たる上位施策		1603　高齢者を支えるネットワークの推進
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	【地域包括支援センター運営事業】 高齢者が住み慣れた地域で，尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにする。 【地域包括支援センター運営協議会等事業】 地域包括支援センターの適切な運営，公正・中立性の確保を図る。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	平成18年度の介護保険制度の改正により，できる限り介護が必要な状態にならないよう予防するとともに，介護が必要な状態になっても，高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供できる「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立する必要があるとされたため。
	対象（誰を，何を）	高齢者及びその家族等
	活動内容（どのような手段で）	【地域包括支援センター運営事業】 ①介護・福祉等に関する様々な相談に応じる「総合相談支援業務」 ②権利擁護に関する支援を行う「権利擁護業務」 ③高齢者を支援する様々な関係者のネットワークづくりを行う「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」 ④介護予防サービスの実施により高齢者の自立生活を支援する「介護予防ケアマネジメント業務」 【地域包括支援センター運営協議会等事業】 市及び各区役所・支所に地域包括支援センター運営協議会を設置し，センターの事業計画や事業報告の協議，事業運営の評価，地域の課題検討等を行う。 また，センター職員の資質向上等を目的として，会議や研修の場を提供する。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	1,061,535	1,431,470	1,464,483	1,490,853
		運営協議会等経費		4,372	4,283	3,606	6,860
		職員向け相談窓口（京都介護士会）		1,132	1,155	1,155	1,351
		その他		0	1,658	2,070	4,538
		地域包括支援センター職員の研修プログラム開発		0	4,946	0	0
		ネットワークシステム運用経費		0	21,558	32,043	32,824
				0	0	0	0
	①'	委託料 地域包括支援センター運営　他		1,056,031	1,397,870	1,425,609	1,445,280
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	99.5	97.7	97.3	96.9
	③	人件費	（千円）	94,054	99,610	95,261	95,261
		職員(課長級)	（人）	1.01	1.01	1.01	1.01
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	1.64	1.84	1.84	1.84
		職員(係員)	（人）	8.22	8.62	8.62	8.62
		嘱託職員等人件費	（千円）	0	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	（千円）	1,155,589	1,531,080	1,559,744	1,586,114
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	1,061,535	1,431,470	1,464,483	1,490,853
		国庫・府支出金	（千円）	585,756	797,816	816,507	832,130
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	212,307	300,609	307,541	313,079
		その他（一般会計繰入金等）	（千円）	263,472	333,045	340,435	345,644
	⑥	京都市年間負担経費（④−⑤）	（千円）	94,054	99,610	95,261	95,261
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	18.4	19.6	19.7	19.7

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	地域包括支援センター運営事業

Ⅱ　評価結果

Ⅱ-1　市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	□より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） ■特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	□政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） ■経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度） 有（低い）
必需性	■日常生活に必要不可欠なサービス（必需） □日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	□行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） ■行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	
判定	② 必需・個人消費性	判定	③ 経常的・一般専門性	現在の受益者負担率（%）
個人を対象とし，日常生活の維持などのため，欠かさず提供する必要のあるサービスが該当します。 社会的な弱者を作らないための施策など。行政に対して最も期待されているサービスが含まれています。 【例】生活保護など		日常的，定型的な業務のため，政策的な判断を伴わず，また，業務を進めていくうえで，行政の専門的な知識やノウハウ等は必要としません。 サービスの提供についての行政の責任を明確にするなどしたうえ，行政以外の実施主体を積極的に検討すべき業務です。		19.7

国，府，民間事業者による類似事業	特になし	他の政令指定都市の実施状況	全政令指定都市２０市の中で，１９市が委託により地域包括支援センターを運営している

Ⅱ-2　業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標１	相談延べ件数	目標値 …①	件	251,163	247,119	254,668	266,719
		実績値 …②	件	235,352	242,541	254,019	
		目標達成度（②÷①）	%	93.7	98.1	99.7	
区分	成果指標　種類　増加することが良いとされる指標		評価	良い	良い	良い	
指標２	協議会開催数	目標値 …①	回	45	45	45	45
		実績値 …②	回	45	42	39	
		目標達成度（②÷①）	%	100.0	93.3	86.7	
区分	活動指標　種類　増加することが良いとされる指標		評価	良い	良い	普通	
			総合評価		良い	良い	

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標１	地域包括支援センターのすべての業務の入口となるのが総合相談支援業務であるため	概に増加することが良いとは言えないが，積極的な対象者の発見に努めるということを重視し，前年度実績の増を目標とする。
指標変更の有無	無　指標名　区分　適用年度　単位	
指標２	地域包括支援センターの適正，公正かつ中立な運営を確保するための協議がどれほどなされているか判断できるため	市，各区役所・支所とも概ね年3回の開催を目標としている。
指標変更の有無	無　指標名　区分　適用年度　単位	

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標１	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			
指標２	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	相談延べ件数	件	235,352	242,541	254,019
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	1,155,589	1,531,080	1,559,744
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	4,910	6,313	6,140
	④	単位当たり経費変動率（%）			28.6	-2.7
			評価		かなり悪くなった	良くなった

市民参加度（市民参加の手法）	有	（市民参加の具体的な手法等） 市の運営協議会には市民公募で選ばれた市民が参画している。

市会・監査・外部機関等からの指摘	

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業評価票	A 一般型	No. 1310020
Ⅰ 事業の概要			通常評価

Ⅰ-1 事業の概要

事務事業名	大学施設整備支援誘導事業	所管局部課等	総合企画局総合政策室
		（連絡先）	222-3032
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ		（評価票作成者）	大学連携推進課長　小野　直樹

業務運営方法	直営	委託(補助)先の名称，委託(補助)の内容	事務事業の性格	任意的事業		
			類型	１１　その他		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	7	年度
			終了(予定)時期	平成		年度
実施根拠（法令，条例，規則，要綱等）	大学のまち京都・学生のまち京都推進計画　２０１４－２０１８　（大学・まち・学生　むすぶプラン） 京都市大学施設整備支援・誘導に関する取扱要綱					

主たる上位施策		1101　京都で学び，住み続けたくなる「大学のまち」の実現
事業概要	目的（どのような状態にしたいのか）	大学の市内への回帰を促し，高度で豊富な学術研究機能をはじめとする広い分野の「知」の集積を充実化することで，「大学のまち京都・学生のまち京都」の更なる発展を目指す。
	背景（どのような経緯で事業を開始したのか）	大都市圏における大学等の新増設を制限する「工場等制限法」による規制等に伴い，一部の大学や学部の近隣都市への転出が相次いだことから，平成５年度に大学政策の総合的なビジョンである「大学のまち・京都２１プラン」を策定し，まちを支える重要な社会機能である大学の市外流出の防止を図るとともに，大学のまちとしての魅力をさらに高める取組を進めてきた。平成７年度には，同プランに基づき，市民の理解のもとで，こうした取組をさらに進めるため，「大学施設整備支援・誘導制度」を立ち上げ，大学の施設整備を総合的に支援してきた。 さらに，平成２０年度には，大学にとって喫緊の課題となっていた国際化への対応の一環である留学生の受入環境整備を支援するため，１０年間で市内の留学生住戸を倍増させる「留学生住居整備支援プロジェクト」を立ち上げた。
	対象（誰を，何を）	大学，留学生
	活動内容（どのような手段で）	（平成２５年度大学施設整備支援内容） 大学が行う施設整備をワンストップで支援する窓口を設置し，技術的な助言を行うとともに，施設整備に必要な各種手続きが円滑に進むよう，関係法令を所管する各課で構成する「大学施設整備支援推進会議」を開催するなど，積極的な支援を行う。 また，大学施設の更なる拡充と市内への回帰を促すため，市有地の活用や民有地情報の提供などにより，更なる大学施設の展開・立地の推進を総合的に支援する。 なお，大学政策の総合的なビジョンを示す「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画2014-2018（大学・まち・学生　むすぶプラン）」の策定に当たり，大学・学生の現状やニーズを計画を反映することを目的に実施してきた大学政策に関連する情報分析調査が平成24年度で完了したことに伴い，平成２５年度から大学情勢分析調査と一体の取組であった大学施設整備支援誘導事業（予算０千円）を引き続き評価することとした。

Ⅰ-2 投入量

年間経費等推移（千円）	No.	区分		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算
	①	事業費	（千円）	1,791	2,000	0	0
		旅費（セミナー実施に係る出張）		390	0	0	0
		需用費（書籍等の購入等）		113	0	0	0
		役務費（郵便料金）		195	0	0	0
		使用料及び賃借料（パネルレンタル費用）		7	0	0	0
		備品購入費（カメラ等の購入）		88	0	0	0
				0	0	0	0
	①'	委託料 調査研究業務		998	2,000	0	0
	②	委託料が事業費に占める割合（①'÷①）	（%）	55.7	100.0	0.0	0.0
	③	人件費	（千円）	11,567	12,259	9,806	9,806
		職員(課長級)	（人）	0.20	0.29	0.33	0.33
		職員(課長補佐級，係長級)	（人）	0.55	0.55	0.40	0.40
		職員(係員)	（人）	0.47	0.40	0.30	0.30
		嘱託職員等人件費	（千円）	0	0	0	0
	④	年間経費（①+③）	（千円）	13,358	14,259	9,806	9,806
	⑤	特定財源（市税等の一般財源以外）	（千円）	0	0	0	0
		国庫・府支出金	（千円）	0	0	0	0
		受益者負担分(使用料，手数料等)	（千円）	0	0	0	0
		その他（　　）	（千円）	0	0	0	0
	⑥	京都市年間負担経費（④－⑤）	（千円）	13,358	14,259	9,806	9,806
	⑦	受益者負担率（受益者負担分÷④）	（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

平成26年度（平成２５年度分）	事務事業名	大学施設整備支援誘導事業

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	□より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） ■特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	政策性	■政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） □経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	必要性（程度）
必需性	□日常生活に必要不可欠なサービス（必需） ■日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	行政専門性	■行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） □行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	有（低い）
判定	③ 選択・個人消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率（%）
個人を対象とし，日常生活に欠かすことのできないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのは，サービスの供給に問題があり，公平平等なサービス提供できていない場合に限られます。 【例】 資格取得のための社会人教育など		業務を進めていくうえで，政策的な判断が必要であり，また，そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり，専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため，原則として，行政が実施主体となる業務です。		0.0

国，府，民間事業者による類似事業	京都府による留学生住居の整備	他の政令指定都市の実施状況	把握していない。

Ⅱ-2 業績評価

目標達成度	指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指標1	大学数	目標値 …①	校	37	37	37	38
		実績値 …②	校	38	37	37	
		目標達成度（②÷①）	%	102.7	100.0	100.0	
区分	成果指標	種類 増加することが良いとされる指標	評価	良い	良い	良い	
指標2	留学生住居戸数	目標値 …①	戸	1,073	1,707	1,800	2,000
		実績値 …②	戸	1,707	1,728	2,014	
		目標達成度（②÷①）	%	159.1	101.2	111.9	
区分	成果指標	種類 増加することが良いとされる指標	評価	かなり良い	良い	かなり良い	
			総合評価		良い	かなり良い	

	指標の選択理由	目標値設定の考え方
指標1	本事務事業は，まちを支える市要な社会機能である大学の，市外への流出防止を図るとともに，大学のまち京都の魅力向上を目的として，大学の施設整備を支援するものであり，その具体的な活動状況を示すため，大学数を成果指標として設定する 。	大学の市外への流出防止を図ることが，本事務事業の大きな目的の一つであることから，大学数の現状維持を目標値として設定する。
指標変更の有無	無　指標名　　区分　　適用年度　　単位	
指標2	本事務事業は，大学のまち京都の魅力向上を目的とし，大学の国際化に対応した留学生の受入環境整備の一環として，その住居整備を支援するものであり，その具体的な成果を示すため，市内の留学生住居戸数を成果指標として設定する。	国際化推進プランにおいて，平成２９年度までに留学生住居戸数２，０００戸を目標としている。
指標変更の有無	無　指標名　　区分　　適用年度　　単位	

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H23年度	H24年度	H25年度
指標1	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			
指標2	変更無		目標値 …①				
			実績値 …②				
			目標達成度（②÷①）	%			
区分		種類		評価			

効率性	No.	区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度
	①	大学数	校	38	37	37
	②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）	千円	13,358	14,259	9,806
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	351,526	385,378	265,027
	④	単位当たり経費変動率（%）			9.6	-31.2
				評価	悪くなった	かなり良くなった

市民参加度（市民参加の手法）	該当しない	（市民参加の具体的な手法等）

市会・監査・外部機関等からの指摘	